

桑名・員弁広域環境基本計画

【中間案】

平成 25 年 8 月

〈目 次〉

1 桑名・員弁広域環境計画の基本的な考え方	
(1) 計画策定の目的	2
(2) 広域で計画策定する意義	4
(3) 計画の位置づけ、上位・関連計画との関係	5
(4) 広域環境基本計画の対象とする環境の範囲	7
(5) 環境基本条例に定める基本理念	7
(6) 計画の期間	8
2 桑名・員弁地域における環境に関する状況	
(1) 「環境」を取り巻く状況	10
(2) 桑名・員弁地域の環境の概況	12
(3) 桑名・員弁地域における、環境へのこれまでの取り組み	16
(4) 環境に対する住民・事業所の意識	26
(5) 環境に関する取り組みの課題	40
3 桑名・員弁地域がめざす環境	
(1) 桑名・員弁地域の環境がめざす姿	42
(2) 環境づくりの基本目標	43
(3) それぞれの基本目標の考え方	44
4 環境づくりの取り組みの展開方針	
(1) 地球環境に配慮した、資源やエネルギーが大切にされる、 循環型社会の地域づくり	
(2) 豊かな自然が守られた、水と緑と人が共生する 魅力ある地域づくり	
(3) 安らぎの空間のなかで、安心・快適に暮らせる地域づくり	
(4) 協働でつくる、人と環境にやさしい地域づくり	
5 計画の推進	
(1) 計画の推進体制	
(2) 計画の推進状況の管理	

〈中間案〉

1 桑名・員弁広域環境基本計画の 基本的な考え方

(1) 計画策定の目的

桑名・員弁地域では、自治体の垣根を越えて広域的に環境の取り組みを進めていくことをめざし、平成11年度から、当時の構成市町であった桑名市、多度町、長島町、木曾岬町、北勢町、員弁町、大安町、東員町、藤原町の1市8町が一体となって活動を進めてきました。

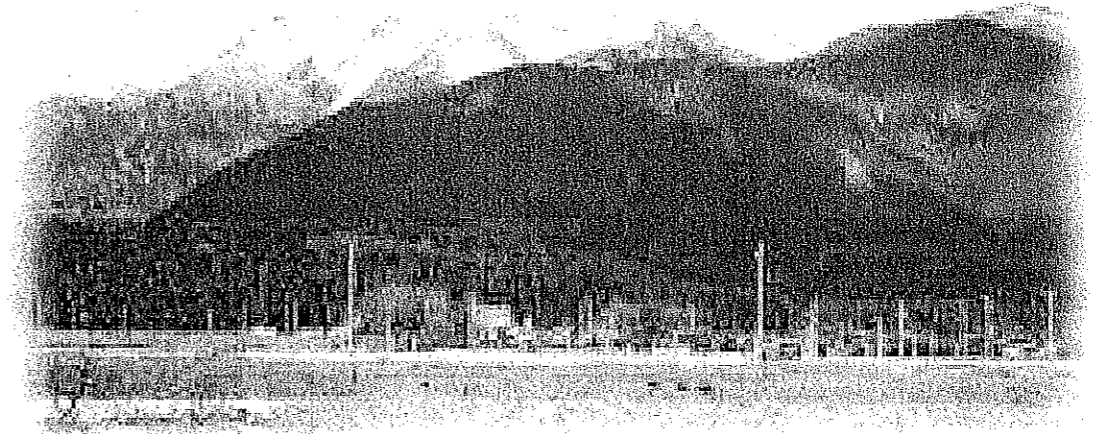
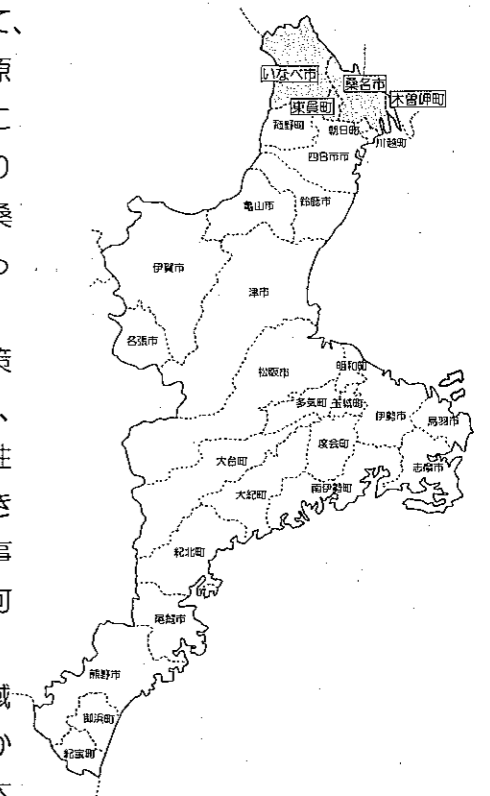
平成12年の3月から6月にかけては、当時の構成市町1市8町において「環境基本条例」を制定し、1市8町共通の環境保全の基本理念などを定めました。また、平成13年3月には、桑名・員弁地域の環境政策を総合的・計画的に推進するための指針として平成22年度を目標年度とする「桑名・員弁広域環境基本計画」を策定しました。その後、平成22年度に「桑名・員弁広域環境基本計画（改訂版）」を策定し、目標年度を延長しています。



「桑名・員弁広域環境基本計画」の策定以降において、平成15年12月には北勢町、員弁町、大安町、藤原町が合併し「いなべ市」となり、平成16年12月には桑名市、多度町、長島町が合併し「桑名市」となりました。それにより、桑名・員弁地域の構成市町は、桑名市、いなべ市、東員町、木曾岬町の2市2町となっています。

現在の桑名・員弁地域において、自動車排出ガス対策や森林・農地・河川・海浜の保全などの継続する課題や、低炭素社会の構築、環境対策技術の発展、生物多様性の保全など、新たな視点に基づいた、国や世界の動きに対応できる取り組みが必要とされており、住民・事業者・行政の協働の取り組みを進めることが必要不可欠となっています。

それらの状況を踏まえるとともに、「桑名・員弁広域環境基本計画（改訂版）」の計画期間が終えることから、全面的に見直し、新たな「桑名・員弁広域環境基本計画」（以降、広域環境基本計画と呼ぶ）を策定するものです。



(2) 広域で計画策定する意義

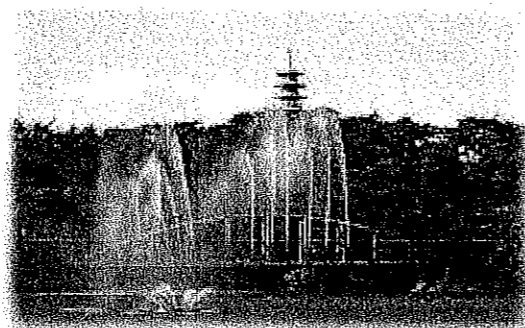
桑名・員弁地域は、古くから桑名^{まうい}地域と呼ばれ、鈴鹿山脈や多度山地から伊勢平野に連続する自然環境とともに、そこに育まれてきた歴史や文化を共有してきた地域であり、自然環境やそこに暮らす住民の日常の生活圏は、自治体の境界を越えて桑名・員弁地域の全体へと広がっています。

一方で、水質や大気などの保全や、ごみ問題、エネルギー問題、生物多様性の損失など、私たちを取り巻く環境に関する課題を解決していくためにも、自治体の境界を越えた取り組みが必要となってきます。

そういったことから、環境基本計画を広域で策定することは、桑名・員弁地域が一つのまとまった地域として、一体的な環境の取り組みを推進していくための根幹を形成するものです。



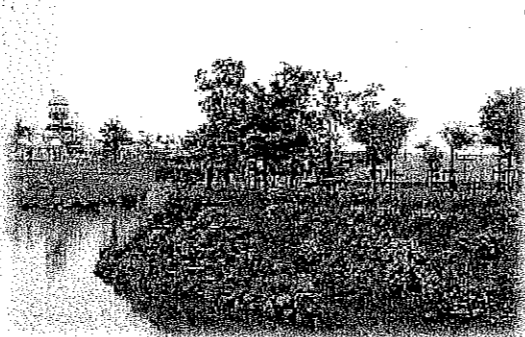
桑名市



いなべ市



木曾岬町

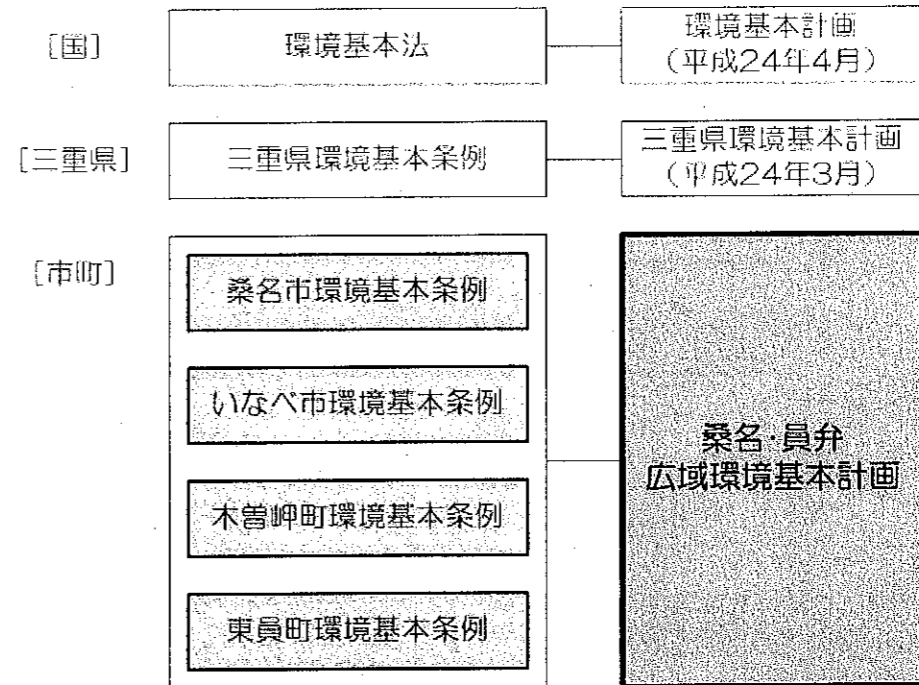


東員町

(3) 計画の位置づけ、上位・関連計画との関係

①計画の位置づけ

広域環境基本計画は、「桑名市環境基本条例 第10条」、「いなべ市環境基本条例 第11条」、「木曾岬町環境基本条例 第10条」、「東員町環境基本条例 第10条」にある、良好な環境の保全と改善に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための、基本的な方向を示すマスタープランとして位置づけられるものであり、環境保全に関する長期的な目標および施策の方向と、施策を総合的かつ計画的に推進するに必要な事項について定めることとされています。



②計画の性格

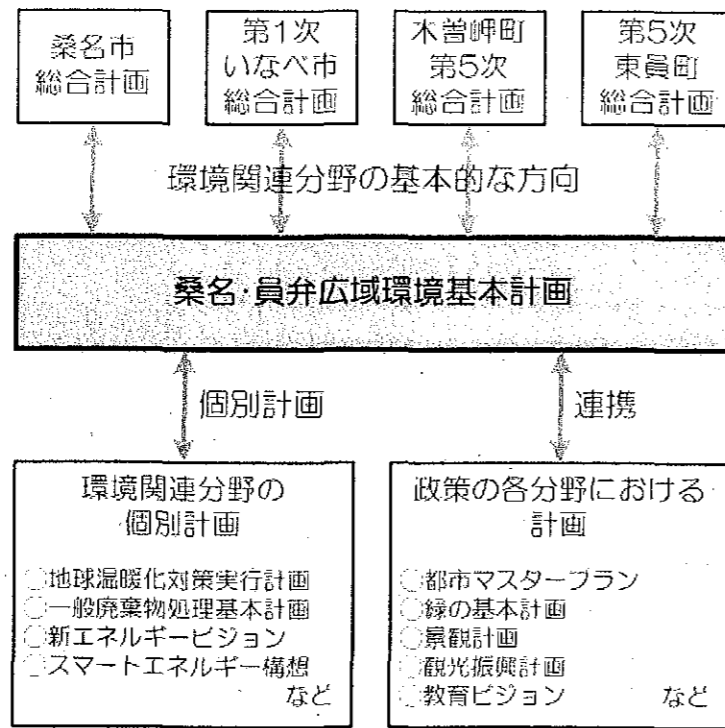
この計画は、桑名・員弁地域を構成する2市2町が、地域内での連携や、さまざまな主体と連携しながら、取り組んでいく環境保全の施策等を明らかにした行政計画です。

また、日常生活や事業活動を通じて環境に負荷を与え、環境問題と深く関わっている住民や事業者等も計画の推進主体と位置づけ、それぞれの主体に期待される役割と、環境を保全するために実践すべき取り組みの方向を示し、各主体間の連携促進を図るものです。

③他の計画との関係

この計画は、桑名・員弁地域のそれぞれの市町における、「桑名市総合計画」、「第1次いなべ市総合計画」、「木曾岬町第5次総合計画」、「第5次東員町総合計画」を上位計画とし、そこでの施策方針との整合が図られているものです。

また、環境関連分野の個別計画である「地球温暖化対策実行計画」や「一般廃棄物処理基本計画」、「新エネルギービジョン」、「スマートエネルギー構想」などの上位計画に位置づけられるとともに、政策の各分野における計画である「都市マスタープラン」や「緑の基本計画」、「景観計画」、「観光振興計画」、「教育ビジョン」などにおける、環境の視点を盛り込んだ施策については、この計画の基本的な方向と連携し、実施されることが求められるものです。



※個別計画、連携する分野別計画は、各市町ごとに策定の必要性等を考慮しながら、それぞれで策定する。

(4) 広域環境基本計画の対象とする環境の範囲

広域環境基本計画が対象とする環境の範囲は、以下の通りとします。

区分	対象とする内容
地球環境	地球温暖化、新エネルギー、省エネルギーなど
ごみ・資源環境	家庭系ごみ、事業系ごみ、リサイクル、廃棄物処理など
自然環境	動植物、生態系、森林、農地、水辺、公園・緑地、地形・地質など
生活環境	大気、水質、土壌、音、振動、臭い、日照、環境中の化学物質、不法投棄など

(5) 環境基本条例に定める基本理念

2市2町のそれぞれの環境基本条例において、良好な環境の保全と改善に関する基本理念を以下のように定めています。

環境基本条例 抜粋（2市2町いずれも第3条が該当）

- 第3条 良好な環境の保全と改善は、自治と協働の精神をもって、全ての者の参加と、環境の恵みを平等に分ち合うための公平な役割分担の下に行われなければならない。
- 2 良好な環境の保全と改善は、天然資源の有限性及び自然環境の復元能力の限界性をよく認識し、持続的発展が可能な環境への負荷の少ない資源節約・循環型社会が構築されるように行われなければならない。
 - 3 良好な環境の保全と改善は、真に豊かな文化と歴史ある環境及び安全に安心して暮らせる生活と福祉の環境を確保し、将来の世代に維持継承されるように行われなければならない。
 - 4 良好な環境の保全と改善は、微妙な均衡の下に成立する生態系の中で多様な野生動植物が共に生きていることを深く自覚し、人と自然の共生が実現されるように行われなければならない。
 - 5 地球環境保全は、健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での緊急の課題であり、わたしたちの営みが国際的な相互依存関係にあることを認識し、国際的な環境管理に準じて推進されなければならない。

(6) 計画の期間

広域環境基本計画の計画期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間とします。

ただし、環境問題や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

2 桑名・員弁地域における 環境に関する状況

(1) 「環境」を取り巻く状況

私たちが住む地球、そして日本には、地球温暖化などの地球環境から、ごみ・資源環境、自然環境に至るまで様々な環境問題が存在し、拡大・複雑化しつつあります。

①地球環境

産業革命以降、化石燃料の大量消費による二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の激増により、地球温暖化が急速に進んでいます。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）報告（平成19年）によれば、最近50年間では温度上昇が過去100年の2倍に加速しており、このままでは今後20年間で0.4℃気温が上昇し、氷床の融解による海面上昇や生物種の減少など、自然環境に深刻な影響を与えると考えられています。

そのため、京都議定書をはじめとした、国際的な枠組みでの温室効果ガスの排出量削減に向けた取り組みが進められています。日本も、平成10年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制定し、取り組みを進めてきましたが、国全体の温室効果ガス総排出量は、京都議定書の基準年（平成2（1990）年）以降も増加傾向にあります。

②ごみ・資源環境

これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動により、人々は物質的な豊かさを手に入れる一方で、大量の廃棄物発生による環境負荷を増大させてきました。

日本の物質フローをみると、廃棄物が5.9億トン発生するのに対し、国内での循環利用量はわずか2.4億トンにすぎません。

③自然環境

私たちは、大気、水、土壌などの自然環境のもとに形成された多様な生態系の恩恵を受けて、生きています。

しかし、自然環境は、開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少、里地里山の手入れ不足や、外来種の持ち込み、さらには地球温暖化による、多くの種の絶滅や生態系の変化・崩壊の危険性が警告されており、危機的な状況にあります。国連のミレニアム生態系評価によると、生物の絶滅速度は過去と比べものにならないほど早く、生物多様性の損失は私たちの暮らしや経済へも影響を与えていることが示さ

れています。環境省のレッドリストでは、日本に生息・生育する爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類の3割強、哺乳類、維管束植物の2割強、鳥類の1割強にあたる種が、絶滅のおそれのある種に分類されています。

こうした状況から、生物多様性の損失を抑制させるための取り組みが強く求められており、それは人間の生存基盤を確保していく上でも重要となっています。

④生活環境

国内における平成21年度の大気環境基準達成状況をみると、光化学オキシダントの達成率は全測定局の0.1%と極めて低く、注意報が発令される地域は全国的に広がっています。

しかし、窒素酸化物・浮遊状粒子物質・二酸化硫黄は90%以上の測定局で基準を達成しています。一方、自動車交通が集中する大都市地域を中心に、環境基準の達成状況は依然低い水準で推移しており、自動車排出ガス低減対策をはじめ、一層の対策が必要となっています。

また、近年では、大気中に浮遊している $2.5 \mu\text{m}$ （ $1 \mu\text{m}$ は1mmの1千分の1）以下の微小粒子状物質PM2.5の濃度上昇が問題となってきています。PM2.5は非常に小さいため（髪の毛の太さの1/30程度）、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。

国内における水質についての環境基準達成率（BODまたはCOD、平成21年度）については、河川で92.3%と年々改善しつつありますが、海域は79.2%と横ばいの状況が続いています。伊勢湾については56.3%と東京湾や大阪湾と比較しても達成率は低い現状にあります。

悪臭については、各自治体で人間の感覚に基づいた臭気指数規制の導入が進んだこともあり、全国的には苦情件数が減少傾向にありますが、より一層の対策強化が求められています。

(2) 桑名・員弁地域の環境の概況

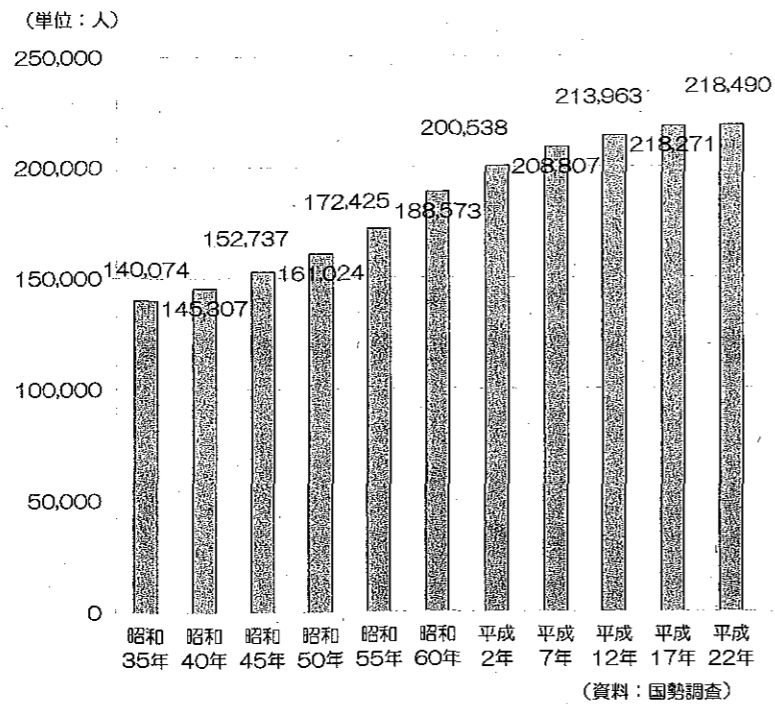
① 桑名・員弁地域の概況

桑名・員弁地域は、三重県の北部、北勢地域に位置し、東は愛知県、北は岐阜県、西は滋賀県の3県と県境を接しています。また、南は四日市市・菟野町・朝日町・川越町と境界を接しています。総面積は394.57km²となっています。

桑名・員弁地域は、北に養老山地、西に鈴鹿山脈を従えています。地形的特徴としては、それら鈴鹿山脈・養老山地と、そのすそ野に広がる桑名丘陵や員弁丘陵、多度丘陵などの丘陵地、そして、木曾三川や員弁川の河口域に広がる三角州や海岸低地などの平野部に大別されます。

桑名・員弁地域の人口は、昭和35年には約14万人でしたが、その後急速な増加をみせ、平成2年の国勢調査において20万人を超えました。その後も、人口は増加し続けていますが、その増加率は鈍化傾向にあります。

■ 桑名・員弁地域の人口の動向



桑名・員弁地域の気象は、気温と降水量を基準として、平野部と山地部の2地域に区分されます。平野部の気象は標準的な東海型の気候区に属し、年平均気温15℃程度、年間降水量1,500~2,000mmほどとなっています。また、気温や降水量の平均値で、他の太平洋岸の平野とほとんど差異がみられません。しかし、冬期には員弁川の谷を北西からの季節風が長時間強く吹き荒れ、その風に伴いしばしば積雪やにわか雪がみられます。

山地部は、内陸的な気候を呈し、特に冬の降水量が多い地域です。しばしば台風に関連して多量の降雨がみられ、年間降水量は2,000mmを超えることが多くなっています。

■ 桑名・員弁地域の気象状況

	年間降水量(mm)		気温(℃)			風向・風速(m/s)		
	桑名観測所	【参考】北勢(アメダス)	年間平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	最大風速	
							風速	風向
昭和55年	1,766	2,233	14.6	34.0	-4.8	2.5	12	北西
昭和60年	1,539	2,217	15.3	34.5	-4.0	2.4	10	西北西
平成2年	1,976	2,459	16.3	36.0	-2.4	2.1	10	西
平成7年	1,504	1,916	15.2	36.7	-5.0	2.1	9	北西
平成12年	1,574	2,049	16.3	37.1	-2.3	1.7	7	北西
平成17年	980	1,492	16.0	36.4	-2.8	1.7	7	北西
平成22年	1,698	2,399	16.7	38.9	-1.9	2.3	9.6	西北西
平成24年	1,781	2,622	15.5	37.8	-3.8	2.4	11.8	北

資料：気象庁「気象統計情報」

② 桑名・員弁地域の環境に関する動向

桑名・員弁地域は、鈴鹿山系、養老山地より伊勢湾に流入する員弁川水系と木曾三川下流域に連続する水系を中心とした自然環境の豊かな恵みを共有してきた地域です。

桑名・員弁地域では、昭和40年代中頃には特定産業からのカドミウム汚染の顕在化、伊勢湾の水質汚濁の進行の顕在化など、幾多の環境問題を経験してきました。そして、公害には汚染源からの汚染物質の排出規制や行政指導をもって、また、自然災害には住民と行政の協働によって、これらの環境問題を克服し、今日の桑名・員弁地域の良好な環境を築いてきました。

しかしながら、ここ桑名・員弁地域でも、社会経済活動の拡大や、地域における人口の増加に伴い、河川の水質汚濁、自動車交通の増加による大気汚染の進行、交通事故の増加、大量消費・廃棄型の生活様式からのごみ問題等、都市・生活型の公害と呼ばれる今日的な環境問題が顕在化しつつあります。このような環境問題の多くは、私

たちの社会経済活動や日常の生活からの環境の復元能力を超えるほどの負荷の増大が主原因となっています。

③植物・動物

この地域の代表的な植生として、山地から丘陵地にかけては、主にスギ・ヒノキ植林、アカマツ林、コナラ林がみられ、隣縁部や民家脇には竹林、ススキなどの二次草原が、また、道路や宅地沿いにはギョウギシバやカゼクサなどの路傍・路上植物群落、耕作地にはメヒシバ、エノコログサなどの耕作畑地雑草群落やイボクサ、イヌビエなどの水田雑草群落などがみられます。

山地には、ニホンザルやイノシシ、ニホンジカといった大型哺乳類やオオルリ、カケスなど林内を好む鳥類、ミヤマクワガタ、オオスズメバチなどの昆虫類がみられます。山地の水環境には、サンショウウオ類やタゴガエル、カジカガエルといった溪流環境を繁殖場所とする種やカラスアゲハ、サカハチチョウなどのチョウ類、ムカシトンボ、ミヤマカワトンボなどのトンボ類、カワゲラ類、マダラカゲロウ類、サワガニなど、魚類ではサケ目アマゴの生息もみられます。

環境省によって特定指定植物群落に指定されているフクジュソウやキクザキイチリンソウなどのキンポウゲ科植物群落、自然環境保全地域にも指定されているカワノリ自生地、自然分布の東限に近いシリブカガシ、魚類のネコギギやイワメなど、注目すべき野生生物種とその生育・生息空間が数多く残されています。

④河川・湖沼

員弁川は、鈴鹿山脈から東西方向に流下し伊勢湾に注ぐ流域面積 414.2km² (桑名・員弁地域以外も含む)、流路延長 39km の2級河川であり、いなべ市、東員町、桑名市を横切り、19の支川と支川に流入する14の河川を従えています。その河川形態は流出水が幹から枝を広げた樹木状を呈する樹枝状河川を形作り、その支川、相場川には典型的な蛇行地形もみられます。いなべ市藤原町には昭和52年3月に竣工した貯水量 16,400,000m³の中里ダムがあり、4市2町(いなべ市、桑名市(旧多度町を含む)、四日市市(旧楠町を含む)、鈴鹿市および菟野町、東員町)の農業・工業・水道用水に利用されています。

揖斐川は、岐阜県の冠岳を発し伊勢湾に注ぐ流域面積 1,840km²、流路延長 121km の1級河川であり、長良川と合流しています。また、長良川は、流域面積 1,985km²、流路延長 191km の1級河川で、岐阜県の大日岳に発し、桑名市市内で揖斐川に合流しています。木曾川は、流域面積 5,275km²、流路延長 227km の1級河川であり、長野県の鉢盛山に発し、長島町と木曾岬町の間を流れ伊勢湾に注い

ています。下流域では、名古屋市や一宮市等で木曾川の河川水を上水や工業用水として利用しています。

桑名・員弁地域では、透水性の高い台地上の農耕地への用水が不足することが多いことから、100を超える農業かんがい用のため池が丘陵地を中心に地域全域に作られてきました。また、鈴鹿山麓一帯には、素堀りでトンネル式に横穴を掘り、地下水を集め農業用水にした地下水路の「まんぼ」が約300ほど確認されており、現在も多くの水田を潤しています。

⑤保全すべき自然

桑名・員弁地域には、多様な植生や多くの生物が生息する森林、海、河川、ため池等の豊かな自然を有しています。国指定天然記念物が多度のイヌナシ自生地の1件、県指定天然記念物が美鹿の神明杉をはじめ3件、市・町指定天然記念物がのべ23件指定されているほか、県の自然環境保全地域として、いなべ市の河内谷のカワノリ自生地と員弁大池および笠田大溜周辺のアカマツ天然林が指定されています。

しかしながら、近年において、開発やほ場整備、河川改修等による自然環境の減少、生活様式の変化に伴う里地里山の荒廃などが進んでおり、また国外から持ち込まれた外来種の生物が増加し、特に特定外来生物に指定される「アライグマ(ほ乳類)」「ヌートリア(ほ乳類)」「オオクチバス(魚類)」「ブルーギル(魚類)」「セアカゴケグモ(クモ類)」「オオキンケイギク(植物)」などの生息域の拡大によって、在来の生物の生育・生息環境が失われたり、日常生活への被害が生じたりしています。

今後は、桑名・員弁地域の多様な生態系を損なうことのないよう、現状の自然環境についての情報発信による啓発を行いながら、自然環境を保全するための取り組みを活性化する必要があります。

■天然記念物の指定状況

指定区分	指定名称	指定区分	指定名称
国	1 多度のイヌナシ自生地	市・町	12 鳴谷神社社叢
県	1 礪立の風穴		13 石部神社の杉並木
	2 美鹿の神明杉		14 コノハナザクラ
	3 嘉例川ヒメタイコウチ生息地		15 龍王さんの大杉
市	1 太夫の大樟		16 寝櫃の木
	2 芳ヶ崎のクロガネモチ		17 大櫃の木
	3 照源寺の夫婦マツ		18 石神社の社叢
	4 ヒメタイコウチ		19 礪立堰堤より上流の三国谷に生息する無斑型(イワメ)を含むアマゴ個体群
	5 天然記念物大松		
	6 宇賀神社ジイの森		
町	7 カモシカ		20 トウインヤエヤマザクラ
	8 イヌウシ		21 山田半ノ木谷イヌナシ自生地
	9 礪立の風穴		22 トウインヤエヤマザクラ(第2号)自生地
	10 ネコギギ		23 観音もみじ
	11 横ノ木		

(3) 桑名・員弁地域における、 環境へのこれまでの取り組み

① 広域で連携した取り組み

桑員マイバッグ運動からレジ袋有料化へ

○一人ひとりが実行できるもっとも身近な環境保護運動として、エコバッグ持参推進運動が桑名市において平成13年度に開始され、その後、平成15年度には桑名・員弁地域全域（桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町）における「桑員マイバッグ運動」へと展開されました。

○「桑員マイバッグ運動」では、買い物客がレジ袋を断ると、ポイントシールが渡され、たまった枚数に応じて景品交換や抽選会参加などの特典が得られました。

○しかし、開始当初のマイバッグ持参率は主要スーパーで10～20%ほどであり、浸透は進みませんでした。

○そこで、桑名・員弁地域におけるレジ袋削減の円滑かつ効率的な推進を図るため、平成20年6月に、桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町の桑名・員弁地域2市2町の住民、事業者、行政による「桑員マイバッグ運動推進協議会」を設立しました。そこでは、これまで進められてきた「桑員マイバッグ運動」を踏まえて、桑名・員弁地域2市2町が連携・協力しながら、レジ袋の削減（有料化）・マイバッグの持参を推進するための取り組みについて、検討・準備を進め、平成20年10月1日から桑名・員弁地域賛同店舗にてレジ袋の無料配布中止を決定しました。

○平成25年度において、桑名・員弁地域2市2町（人口約22万人）で、19社42店舗のスーパーおよびドラッグストアにおいて、レジ袋の有料化が実施されています。持参率（レジ袋辞退率）は、平成25年2月現在88.41%となっています。

資料：いなべ市情報誌「Link」平成20年2月号より抜粋

桑名広域環境管理センター

○以前は、桑名地区広域市町村圏協議会を構成する市町の区域内から発生するし尿および浄化槽汚泥について、桑名市のし尿のみは「桑名市清掃センターし尿処理場」で処理を行っていたものの、桑名市の浄化槽汚泥とその他8町のし尿および浄化槽汚泥は、海洋投棄処分を行っていました。

○国の「第8次廃棄物処理整備計画」の観点から放流水質規制の強化および処理の広域化とともに、海洋投棄処分の廃止を目標に、桑名・員弁広域連合が事業主体として平成13年度から4か年事業で、し尿・汚泥再生処理施設「桑名広域環境管理センター」の建設を進め、平成16年9月完成、11月に試運転を開始し、翌平成17年1月から本格稼働しました。

○「桑名広域環境管理センター」は、桑名・員弁地域から発生するし尿および浄化槽汚泥を全量陸上処理することに加え、周辺環境への負荷のさらなる低減、および処理工程の中で発生する汚泥や生ごみを原料として肥料を作る、循環型社会に対応した新しい施設として誕生しました。

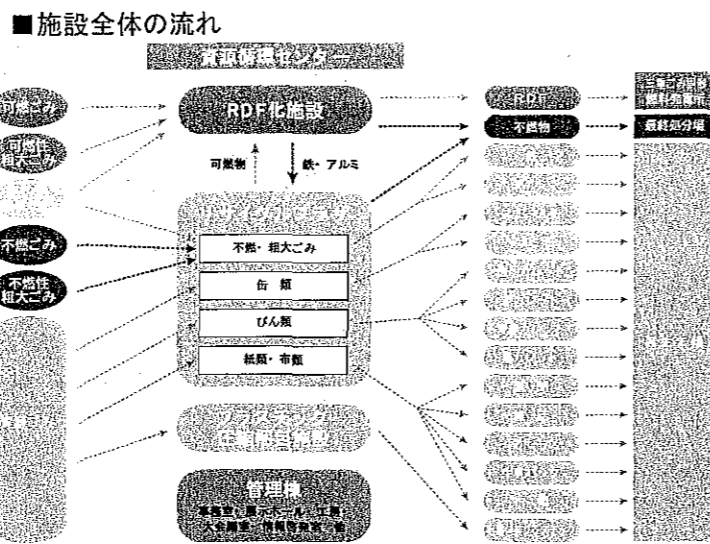
○桑名・員弁広域連合は、目覚ましい社会経済環境の変化と地方分権への対応、行政の効率化など、新たな広域行政に対応するため、昭和47年に設立された桑名地区広域市町村圏協議会を発展的に廃止し、平成11年7月に1市8町が連携・協働し発足しました。現在では、平成の大合併により2市2町で構成されています。



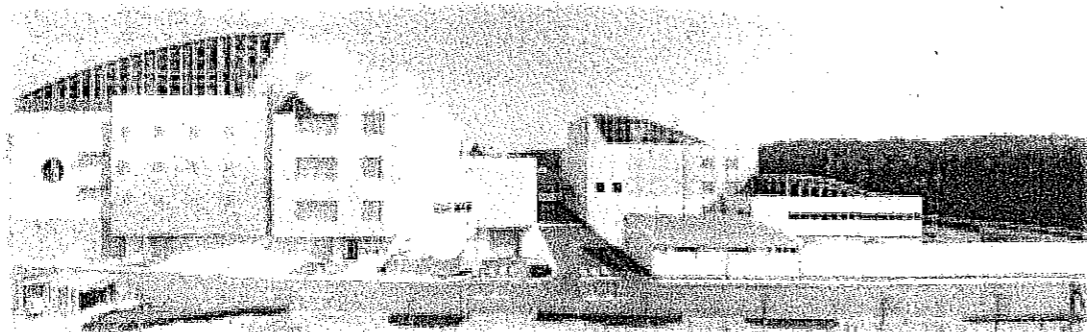
桑名広域清掃事業組合 資源循環センター「リサイクルの森」

- ごみの排出抑制や再利用による減量化が強く求められているなか、排出されるごみの種類や量は、生活水準の向上や消費構造の多様化により年々増大する傾向にあり、これらを適正に処理することが行政の重要な責務の一つとなっています。
- このような状況のもと、「ものの創造」「自然との調和」「ふれあい」の3つの基本理念の下、平成10年度からの5か年計画で、桑名広域清掃事業組合 資源循環センター「リサイクルの森」が建設され、平成15年3月から本格稼働しました。
- この施設では、2市2町（桑名市、いなべ市員弁町、東員町、木曾岬町）から排出される一般廃棄物（収集ごみ、一般持込みごみ）を受け入れ処理しています。

この施設は、ごみを燃料化、再資源化するための機器を導入する事はもとより、自然環境に配慮した設備を設置しています。また、地域のリサイクルの拠点として地域住民が直接参加・協力できる施設も備えており、資源リサイクルの総合的施設として整備されました。



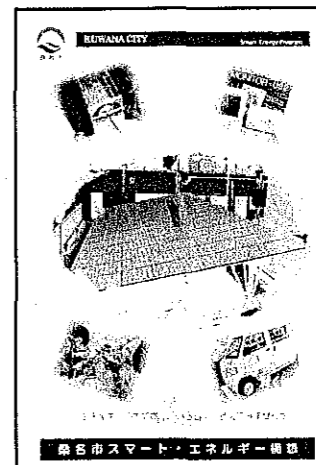
- この施設は、次の4つの機能を持つ各施設から成っています。
 - ◆RDF化施設——可燃ごみからRDF（ごみ固形燃料）を生産してエネルギー資源として活用します。
 - ◆リサイクルプラザ——分別収集したごみを選別してリサイクル資源として有効活用します。
 - ◆プラスチック圧縮梱包施設——家庭から出されたプラスチック製容器包装ごみを圧縮梱包し、リサイクル業者へ引渡します。
 - ◆管理棟——RDF化施設のしくみやごみのリサイクルについて学べる見学スペースです。



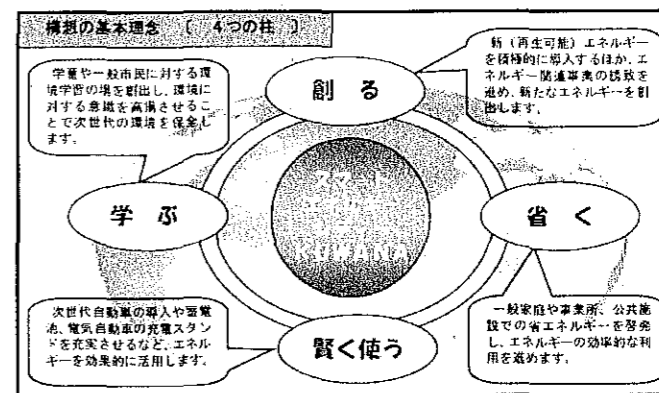
②桑名市における取り組み

桑名市スマート・エネルギー構想

- 東日本大震災以降、エネルギーを取り巻く環境が大きく変化する中、桑名市でも地域でできる取り組みを考え、今後のエネルギー政策を総合的に進めていくため、平成25年3月に「桑名市スマート・エネルギー構想」を策定しました。
- 構想の基本理念に基づいて、今後環境・エネルギー政策を踏まえた新たなまちづくりをめざします。



- ◆エネルギーを大切にするとともに、自給意欲が高い、安全・安心なまち
- ◆環境にやさしく、循環型社会に貢献できるまち



- 構想の数値目標——4つの柱ごとに数値目標を定めました。

◆再生可能エネルギーによる電気創出 目標値 134,761MWh/年 など

○構想実現をめざしたアクション・プログラム

——構想実現をめざし、以下の施策を導入します。施策は今後10年間（平成25年～平成34年）のなかで、アクション・プログラムにより達成をめざします。

導入する施策	
★再生可能エネルギーによる電力創出	補助するアクション・プログラム ・太陽光発電支援事業 ・大規模太陽光発電事業 ・住宅用太陽光発電導入支援対策事業 ・民生用蓄電池普及支援事業 ・電気自動車普及支援事業 ・出前環境事業 ・スマート・コミュニティ事業 ・環境・エネルギー啓発イベントの開催 ・みえ自然文化祭の活用 ・みえスマートライフ推進協議会への参画 ・竹材の活用方法の検討 ・マイクロ水力発電の活用化
★太陽光発電施設の設置	
★使用電力量の削減	
★二酸化炭素（CO ₂ ）の削減	
★蓄電池の導入	
★次世代自動車の導入	
★電気自動車充電スタンドの設置	
★学校での環境学習会の開催	
★市民参加の環境学習会の開催	
★市民参加の環境学習会の開催	

○構想実現で期待される効果

- ◆二酸化炭素の削減 年効果額 2,300万円、削減量 101,424t-CO₂
- ◆化石燃料の削減効果 年効果額 21億円

クルクル工房（桑名市リサイクル推進施設）

○「クルクル工房」は、平成13年3月に市が設置し、平成14年5月からはNPO法人に施設の企画・運営を委託し、市民、事業者、行政が協働して環境問題に取り組んでいる施設です。

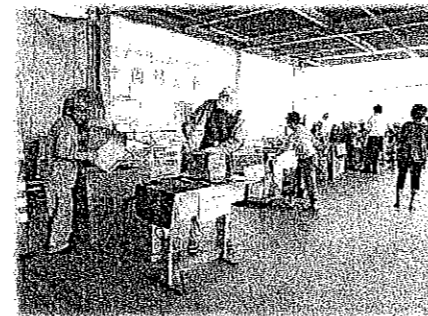
○クルクル工房は、次の4つの機能を持っています。

◆クルクルショップ——各家庭では不要になっても、まだ使えるもの、新品で使っていないものの再利用の場を提供します。衣類・食器や雑貨・おもちゃ・家具などが対象です。



◆たい肥舎——家庭で一次処理された生ごみから完熟たい肥を作り、生ごみの減量を広めていきます。作られた完熟たい肥は、生ごみを一次処理していただいた方に還元されます。

◆資源物回収ステーション——自治会でも回収している資源物、テープ・蛍光管・乾電池を開館時間ならいつでも受け入れています。また、クルクル工房独自の回収品目としてアルミ製品、紙製米袋も回収しています。



◆環境資料広場——リフォーム教室・おもちゃの病院・傘直し・子ども環境学習教室などを行います。環境に関する書籍やパネル・活動写真の展示などごみ減量・再資源化に関する情報を提供します。

自治会資源物回収

○桑名市では、自治会の協力で地域ぐるみの分別が定着し、現在約550か所（桑名地区約470か所）で月1回、5種類13品目の資源物分別収集を行っています。

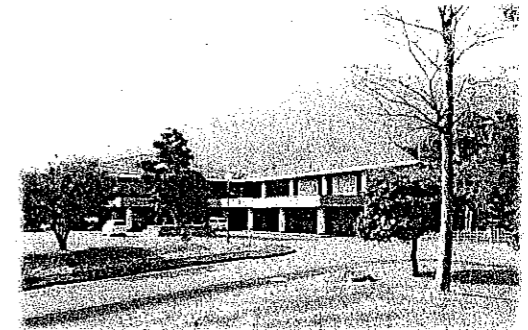
○自治会から1人、リサイクル推進員を推薦してもらい、リサイクル推進員を対象とした資源物回収の方法に関する説明会を年1回開催するとともに、回収された資源物の売上金は全額、各自治会へ報償金として還元しています。

③いなべ市における取り組み

感性を育む自然学習の推進

藤原岳自然科学館

○「藤原岳自然科学館」では、藤原岳を中心とした自然探求の基地として、様々な自然教室を開催しています。絶滅が危惧される希少生物や藤原岳の固有種など貴重な動植物、藤原岳の四季折々の自然が写真や標本で紹介されています。



自然学習園「ふるさとの森」

○藤原文化センターの西に隣接する「ふるさとの森」では四季を通じて森の自然を体感できます。ふるさとの森は、開発などによって失われていく郷土の自然と藤原岳や御池岳に見られる好石灰岩性の植物群落を再現し、市域の自然の豊かさと素晴らしさを、大切さを後世に伝えて行くことを目的に創出されています。



屋根のない学校

○地域の人を先生に迎え自然とかわり、心のふれあいを大切にした仲間作りも行っています。「昆虫と遊ぼう」「田んぼと畑の学校」などの自然体験教室があり、自然の恵みと命のつながりを学んで感性を育み、心豊かでたくましい子どもの育成を目指しています。

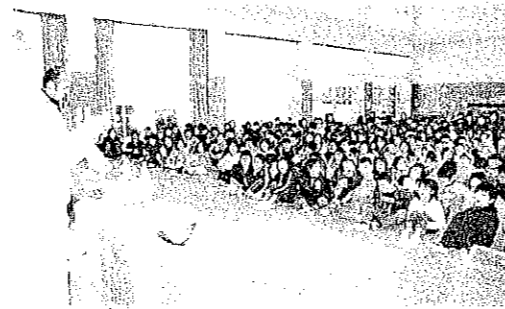


環境保全に取り組む小中学校

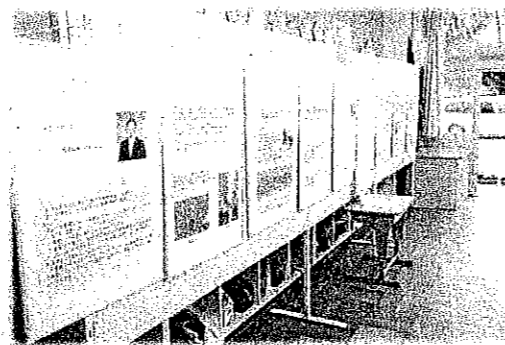
○員弁中学校では、中庭で育てた「緑のカーテン」についての課題研究を行い、その成果を全校生徒に発表するなど、地球温暖化防止に向けた環境活動が行われています。また、立田小学校で行っている蛍の飼育観察も自然学習の推進に貢献しています。こどもの頃から自然にふれあい関心を持つことが小中学校における重要な成果のひとつです。

職員の出前講座

○小学校や自治会へごみの分別説明会に出向き、適正な分別方法の普及に努めています。毎年7月には、北勢町阿下喜地区において、地元の児童や保護者が分別作業を行っている集積場を職員で巡回し、ごみの正しい出し方を説明しています。



○11月には笠間小学校で催される笠間祭において、環境クイズの出題やパネルの展示などを通して、小学生から大人までの広い世代を対象に環境学習を進めています。



○また、企業からの要請についても、環境問題に対する関心向上のため、規制基準の説明や環境保全対策の紹介などを行っています。

④木曾岬町における取り組み

ビオトープを活用した自然学習の推進

○整備目的 木曾岬町の過去の水郷の自然をビオトープという形で凝縮・復元し、子ども達にその自然の存在を知らせ、後世に伝えることを目的としています。また、地域住民のコミュニティと子ども達への情操教育を推進する場として活用します。



○整備時期 平成13年度工事
平成14年6月オープン

○整備内容

- (1) 花の絨毯のひろば——シロツメグサ、タンポポ、春の七草、秋の七草など木曾岬町の野生植物の栽培。
- (2) 小鳥の森——現在生息している身近な鳥などが集まるコロニーをめざす。
- (3) トンボ池——池の水深は深いところで30~50cm程度とし、深水域は水生生物の生息場、浅水域はヤゴやメダカの避難場所とする。池底は緩やかな勾配にする。
- (4) なかのしま——池の中央にシギ・チドリ類の鳥類や両生は虫類・昆虫類等が休憩、または産卵等ができる島を作る。外部からの野生動物の侵入もなく安全が確保できる。
- (5) 小川——過去に生息していたゲンジホタルの復活とメダカやドジョウが生息する小川の復元。
- (6) 体験農業——農業体験用のミニ水田。
- (7) 腐葉土・堆肥積み場——腐植をエサとする地中の生物たちとふれあう場。
- (8) 遊歩道——幹線排水路へのアクセス道とし、各小公園とのネットワークの連絡網とする。

○活用方法 学校敷地内に整備されているため、放課後には子ども達が集い、身近に自然を感じることができる憩いの場となっています。また農業体験では、地元農家の方にご協力をいただき、毎年小学5年生が田植えと収穫を体験し、木曾岬町の米作りを体験する貴重な場となっています。なお、ビオトープに隣接する形で整備されている緑地公園（愛称「学校の森」）では多彩な木々が植栽されており、鳥などが飛来する自然広場となっています。



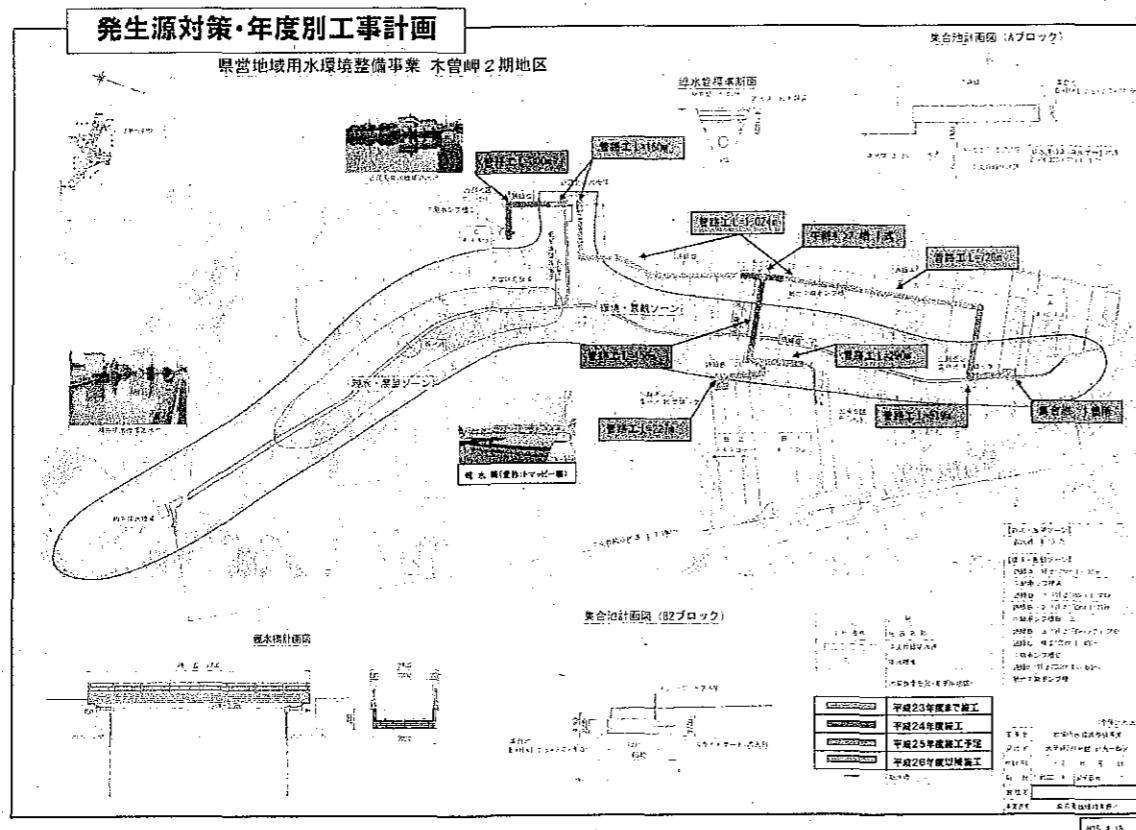
地域用水環境整備事業

○事業目的 町内を縦断する中央幹線排水路は、昭和 55～57 年に整備されましたが、当地区の排水はポンプ排水のみに頼ることから、ポンプが運転されない時は水が滞留するため、水質の汚濁化が進み、周辺地域の生活環境の悪化につながっています。このため、中央幹線排水路の水質浄化対策と親水公園などの周辺整備を併せて行うことにより、周辺住民にとっての快適な生活環境、豊かでうるおいのある水辺環境空間を創造することを目的としています。

○整備時期 平成 21～26 年度

○整備区域 中央幹線排水路とその周辺区域（延長約 4.5 km）

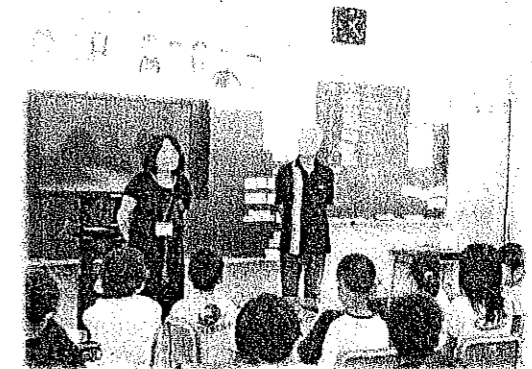
- 主な内容
- (1) 親水景観保全施設——水路沿いに住民のいこいの場としての親水護岸およびせせらぎ水路などの水辺空間の整備を行う。
 - (2) 生態系保全施設——水辺空間における生態系保全のための植生工のほか、捨石工や覆砂工により水辺環境の整備を促進する。
 - (3) 利用保全施設——中央幹線を横断する親水橋の敷設による展望施設の整備のほか、窒素やリンなど水質悪化の原因となる富栄養塩類の滞留防止のための管路敷設工を実施する。



⑤東員町における取り組み

小学校へのごみに関する出張講座

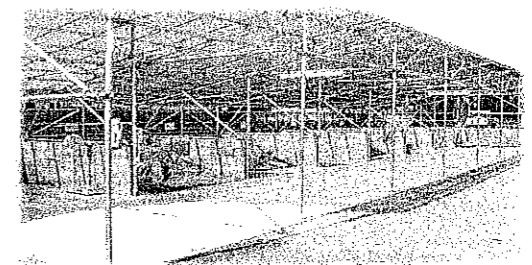
○毎年、町職員およびクリーン作戦委員が各小学校へ出向き、小学校 4 年生を対象に、ごみの回収量などさまざまなごみに関する質問に答えながら、ごみのことについて学んでもらいます。また、各学校へ塵芥収集車に乗っていき、実際に子どもたちの前で作動させ、普段ごみの回収に使われる車かどのようにごみ袋の出し入れをしているのかを見せて、身近に感じてもらうことも目的としています。



○町で回収する資源ごみ（紙・布・ビン・缶など）がどのように処理されるのかを、実際に処理業者を訪ねて、処理方法やどういったものに再資源化されるのかを、解説の入った映像を見ながら学習します。最後には、自分たちにできるごみ減量の方法を短冊に記入し発表してもらって、ごみの減量の意識向上を図っています。

生ごみ堆肥化事業

○東員町資源ごみストックヤードの東側の堆肥舎において、「NPO 法人 生ごみリサイクル思考の会」による生ごみの堆肥化を行っています。平成 25 年 3 月末現在の生ごみ堆肥化協力参加世帯数は約 180 世帯で、各家庭で工具箱（45L）を使って一次処理（生ごみの減量・減容）を行っていただき、それを会員が各参加世帯をまわって回収し、堆肥舎で二次処理（発酵・堆肥化）を行い、約 100 日ほどで堆肥が完成します。完成した堆肥は参加世帯に無償で配布しています。活動については毎週水曜日の午前中に実施しています。



(4) 環境に対する住民・事業所の意識

①アンケート調査の概況

調査の種類

	住民アンケート	事業所アンケート
調査の名称	桑名・員弁地域環境についての意識調査	桑名・員弁地域環境についての事業所アンケート調査
調査対象	桑名・員弁地域にお住まいの人から3,000人を無作為抽出	桑名・員弁地域にある事業所のうち200事業所
実施時期	平成24年9月5日 ～9月24日	平成24年9月5日 ～9月24日

回収状況

住民アンケート	発送			回収	
	発送数	宛先不明等	有効発送数	回収数	回収率
桑名・員弁地域	3,000	10	2,990	1,656	55.4%
桑名市	1,926	6	1,920	1,130	58.9%
いなべ市	627	0	627	291	46.4%
東員町	353	3	350	169	48.3%
木曾岬町	94	1	93	37	39.8%
不明				29	

事業所アンケート	発送			回収	
	発送数	宛先不明等	有効発送数	回収数	回収率
桑名・員弁地域	200	2	198	85	42.9%
桑名市	135	2	133	56	42.1%
いなべ市	42	0	42	17	40.5%
東員町	17	0	17	10	58.8%
木曾岬町	6	0	6	1	16.7%
不明				1	

補足事項

○次ページ以降における「前回調査」とは、前回の「広域環境基本計画」の策定にあたり、平成11年12月に実施した「環境意識調査」を指します。「前回調査」と比較している設問については、設問および選択肢について「今回調査」と共通となっています。

②環境に対する住民の意識

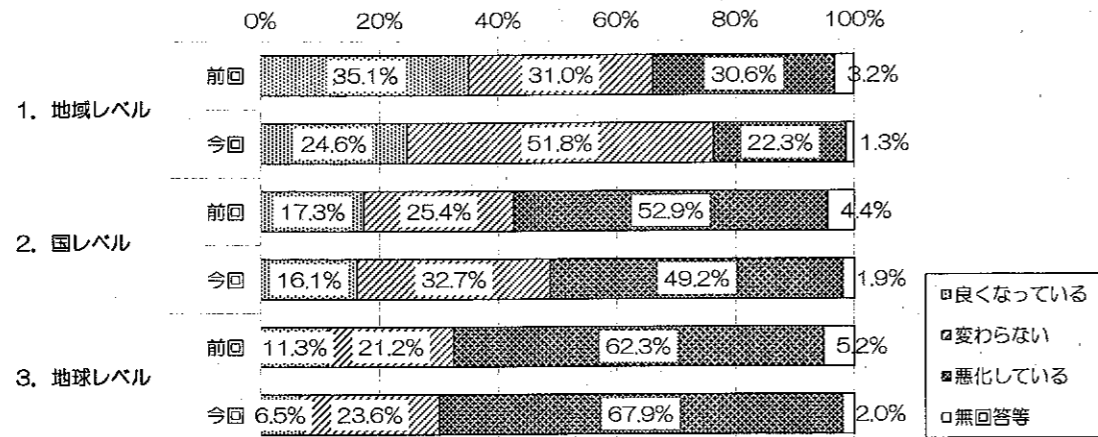
環境問題についての関心

- 「二酸化炭素などの増加による気候変動（地球温暖化）」への関心が、今回調査では最も高い
- 前回調査に比べ関心が高くなっているのは「砂漠化の進行」「海洋の汚染」「開発途上国の大気汚染や水質汚濁などの公害環境問題」が1～3番目となっている
- 「ごみ処理問題」「ごみ・建築廃材・土砂の不法投棄」についての関心は今回調査でも高い
- 「資源再利用（リサイクル）容器包装リサイクル法」についての関心は今回調査でも高い
- 「自動車や工場などの大気汚染」「家庭や工場排水などによる水質汚濁」についての関心は比較的高くなっている
- 前回調査に比べ関心が低くなっているのは「自動車、鉄道、工場などの騒音・振動」「土壌汚染」「家庭や工場排水などによる水質汚濁」など



日頃感じる環境の状況

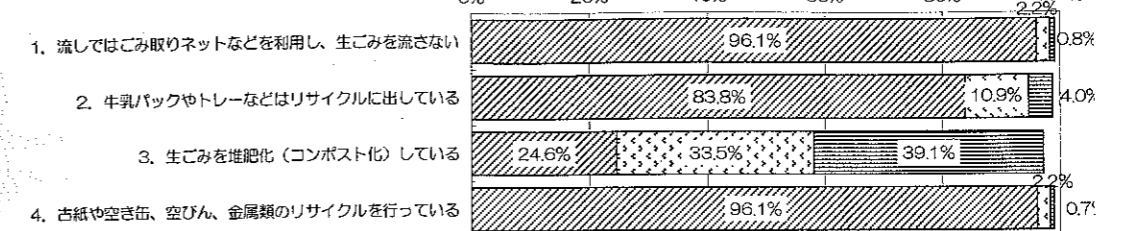
- 身近な自然環境など「地域レベル」について、近年においては良くも悪くもなっていない、という意識が多い
- 「地球レベル」での環境は、より悪化していると感じている人が 67.9%であり、前回調査より増加している



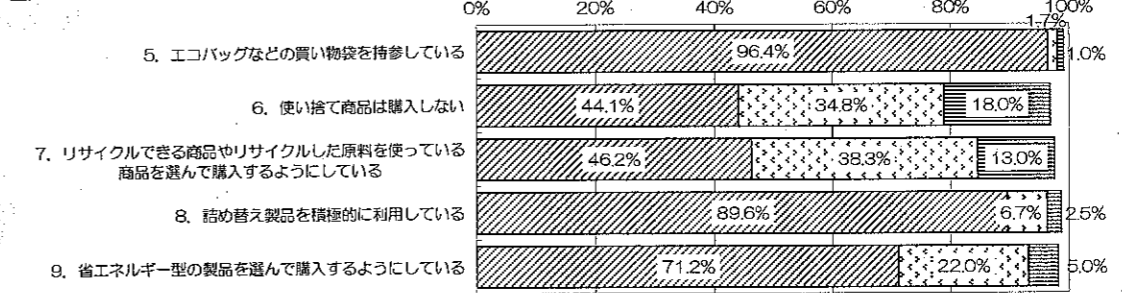
環境に配慮した行動

- 「エコバッグなどの買い物袋を持参している」に取り組んでいる人は多くなっている
- しかし、「使い捨て商品は購入しない」「生ごみを堆肥化している」などの取り組みはあまり取り組まれていない
- 「古紙や空き缶、空びん、金属類のリサイクルを行っている」、「牛乳パックやトレーなどはリサイクルに出している」などのリサイクル活動は取り組みが進んでいる。
- 「冷暖房の設定温度は控えめにしている」「照明はこまめに切っている」「自家用車のアイドリングや空ふかしはしない」などの省エネ活動には取り組んでいる人が多いが、「省エネルギー型の製品を選んで購入するようにしている」「マイカーの使用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関を利用する」「太陽光パネルを設置するなど環境に優しいエネルギーを利用している」などの省エネ活動の取り組みは、あまり取り組まれていない
- 「調理後の油は流しに流さない」は取り組みが進んでいる。しかし、「合成洗剤を使わずに、石けんを使用している」などの取り組みは少ない。
- 「空き缶やごみのポイ捨てをしない」は住民にほぼ浸透している。
- 「公園や河原の清掃美化活動に参加する」「花壇づくりや植樹などの緑化活動を行っている」に取り組んでいる人は半数ほどの人となっている

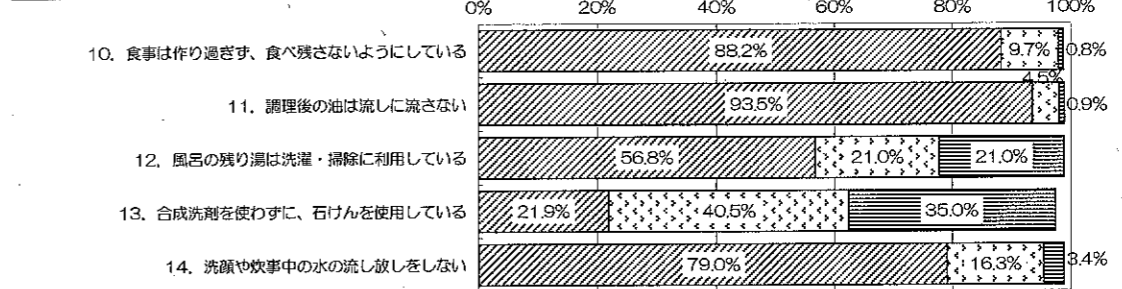
ごみの減量・リサイクルについて



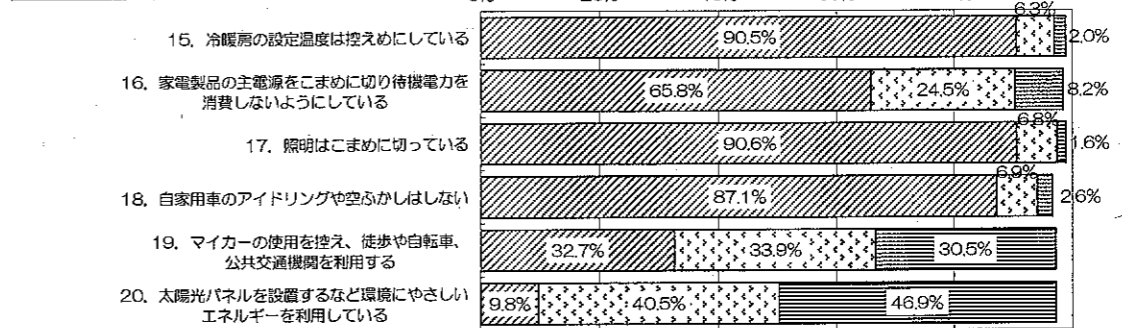
買い物をする時に配慮していることについて



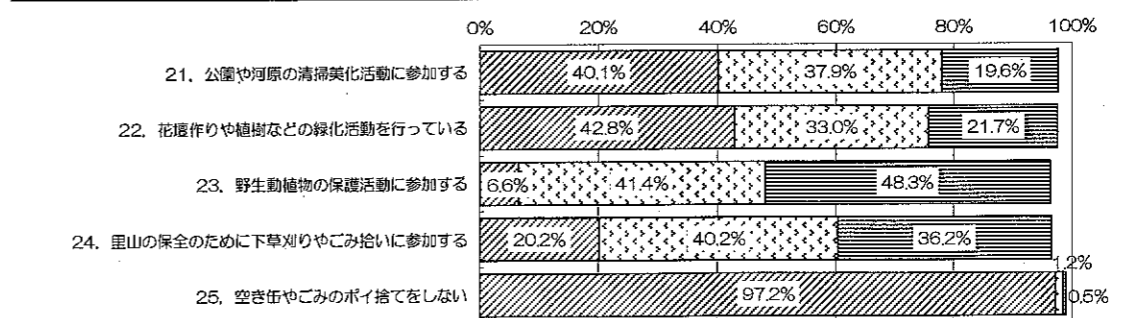
食卓・台所・風呂などでの生活行動について



省エネルギー活動について



身近な場所の緑化や清掃・環境保全活動について

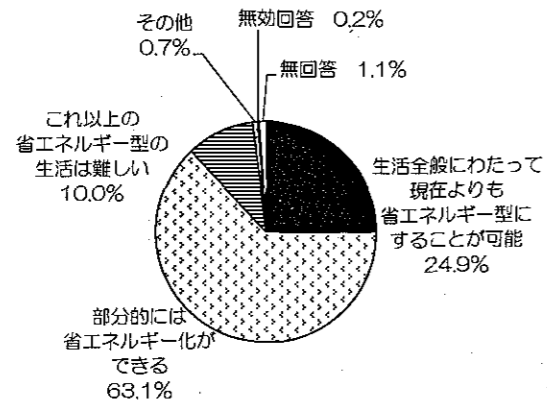


□取り組んでいる □今後は取り組みたい □今後も取り組まない

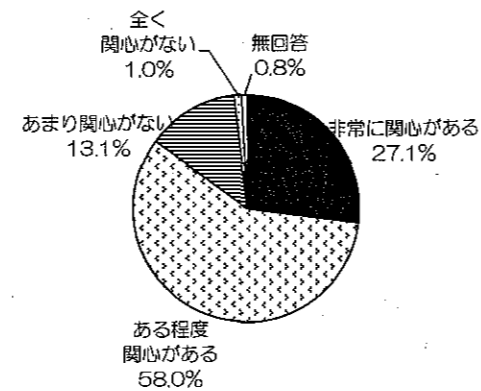
今後のエネルギー問題

- 住民の90%ほどは、現状のエネルギー消費よりも、部分的には省エネルギー化ができると考えている
- 再生可能エネルギーについて85%ほどの人は関心があるとしており、その理由として、「将来のエネルギー資源確保に必要だから」「地球温暖化問題の対策に貢献すべきだから」と考えている

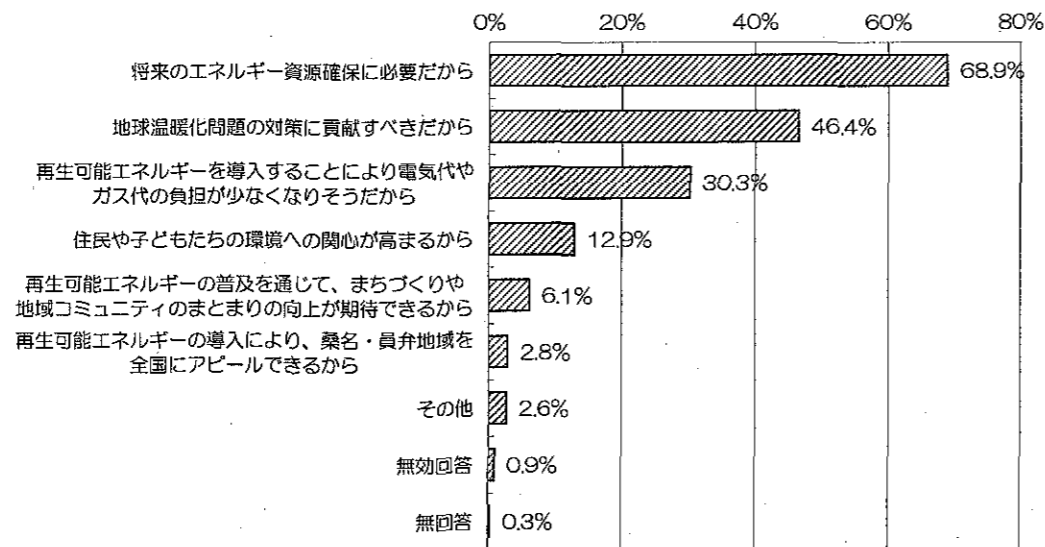
【エネルギー消費量を削減できるか】



【再生可能エネルギーへの関心】



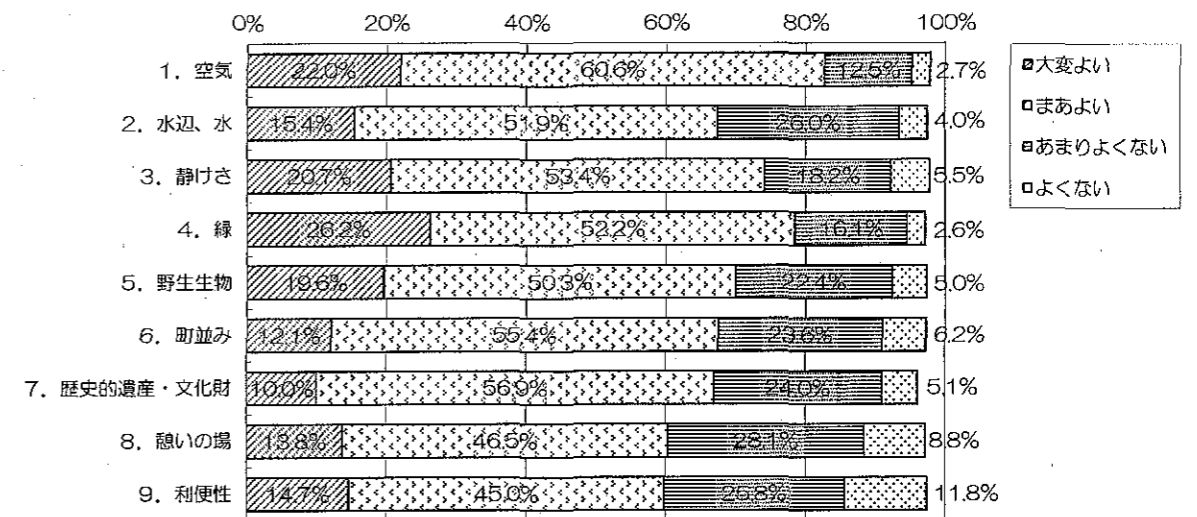
【再生可能エネルギーに関心のある理由】



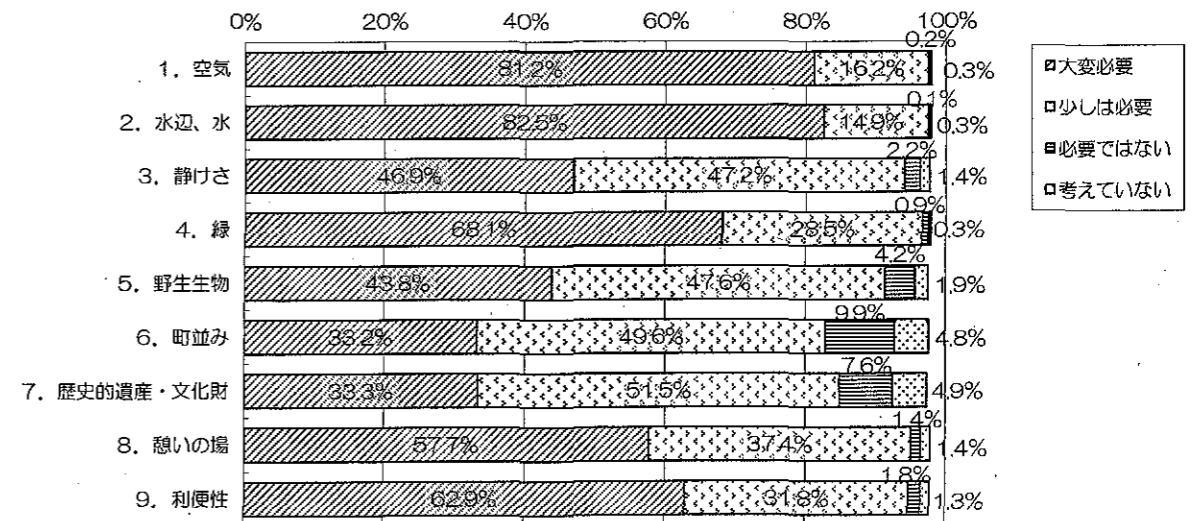
快適な環境に必要なことおよび住んでいる市町の環境の評価

- 「町並み」や「歴史的遺産・文化財」について、住んでいる市町が「大変よい」とした人は比較的少なくなっており、快適な環境として「大変必要」と感じる人も少なくなっている
- 「空気」「水辺、水」が快適な環境のためには「大変必要」と考える人が多い
- 「野生生物」の生息状況として、住んでいる市町の環境はよいと感じている人が多い
- 「緑」が快適な環境のためには「大変必要」と考える人は多く、住んでいる市町の環境評価として「大変よい」は「緑」がもっとも多くなっている

【住んでいる市町の環境の評価】

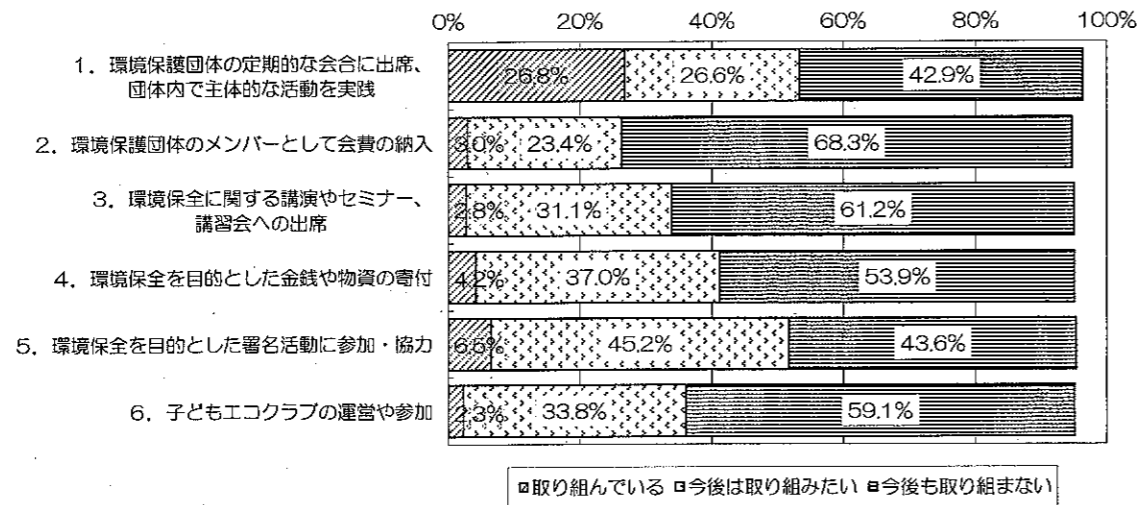


【快適な環境として必要なこと】

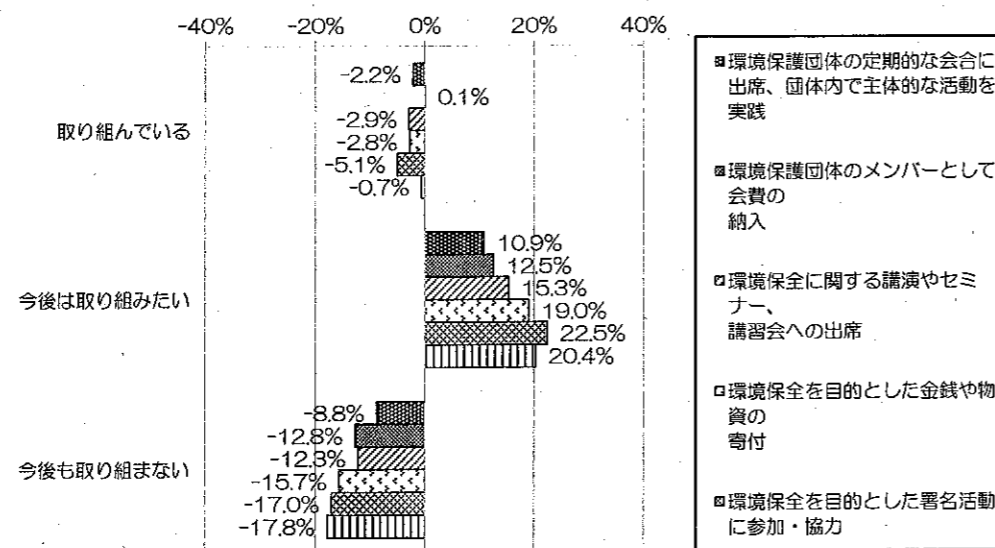


環境保全活動への参加

- 「環境保護団体の定期的な会合に出席、団体内で主体的な活動を実践」に取り組んでいる人は多くなっている
- 前回調査結果と比べ、「環境保護団体のメンバーとして会費の納入」を除き取り組んでいる割合は下がっている。一方、「今後は取り組みたい」と考える割合は、いずれの項目でも10ポイント以上上がっている



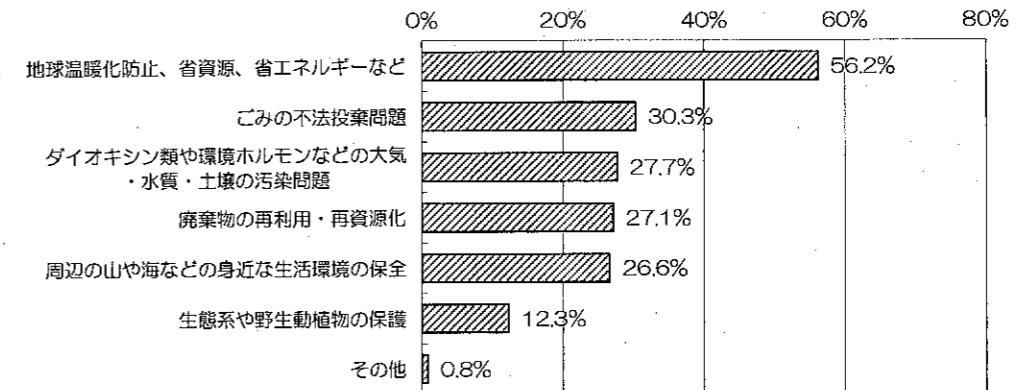
【前回調査結果との比較（前回調査結果との増減差）】



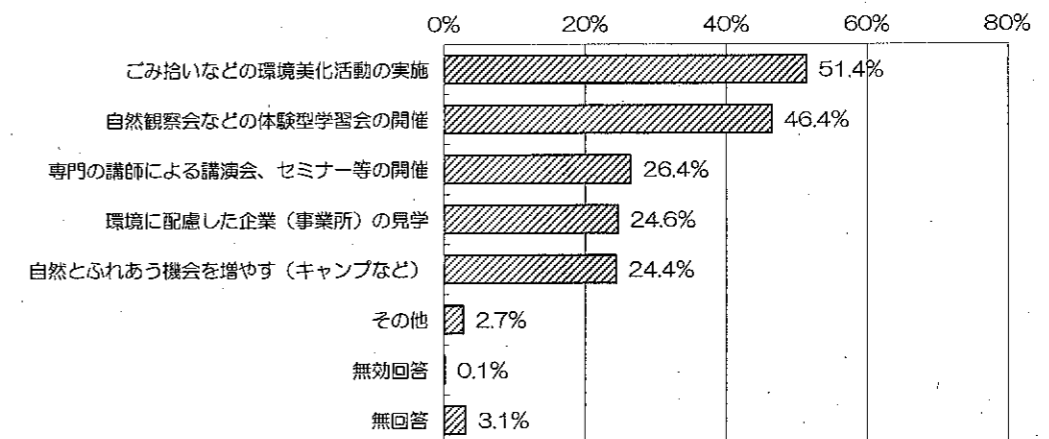
環境教育

- 環境学習で取り扱うべきテーマとしては、環境問題意識でも関心の高かった「地球温暖化防止、省資源、省エネルギーなど」を挙げる人が多い
- 環境学習として効果的な取り組み方としては、「ごみ拾いなどの環境美化活動の実施」や「自然観察会などの体験型学習会の開催」が多く挙げられている

【環境学習で重要なテーマ】



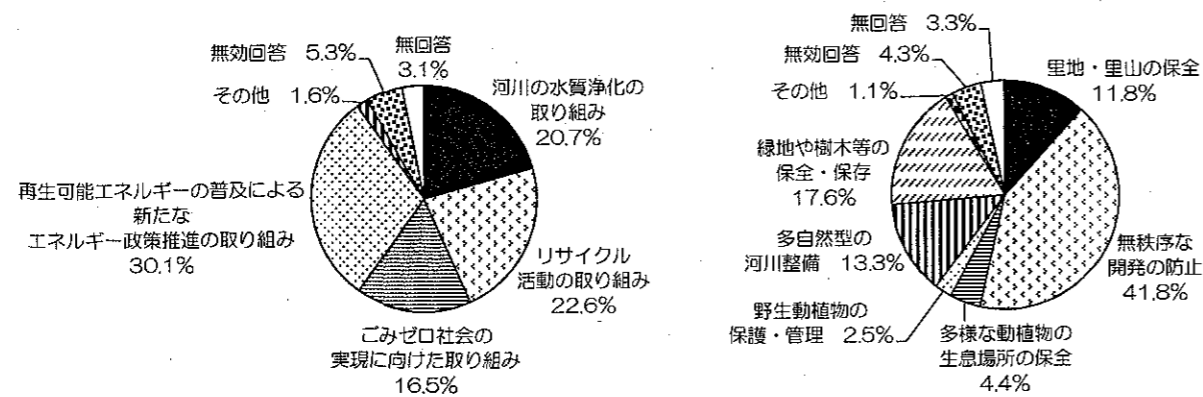
【環境学習として効果的な取り組みかた】



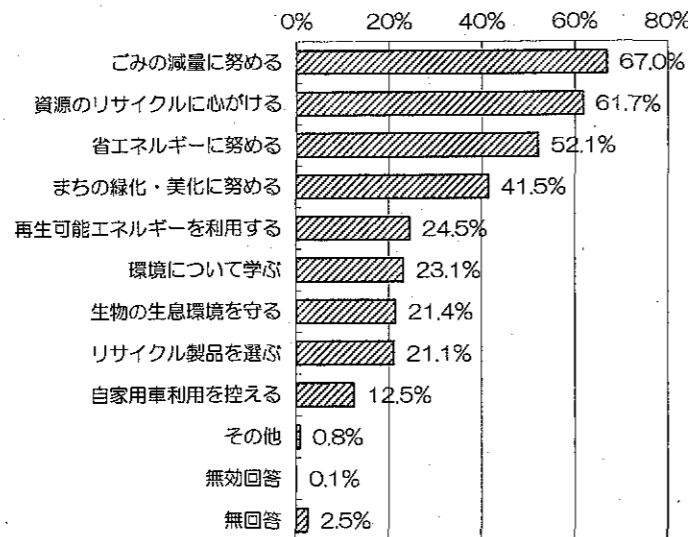
桑名・員弁地域全体で取り組むべきこと

- 住民が取り組むべきこととして「ごみの減量に努める」が最も多くなっており、「ごみゼロ社会の実現に向けた取り組み」を重要と考えている人も多くなっている
- 環境負荷軽減のために、地域全体として「再生可能エネルギーの普及による新たなエネルギー政策推進の取り組み」に取り組むべきとの声が多く、住民も資源のリサイクルや省エネルギーに取り組むことが重要と考えている
- 自然環境保全のために、地域全体として自然環境と調和した「無秩序な開発の防止」や「緑地や樹木等の保全・保存」が重要であるとの声が多かった

【環境負荷軽減のために取り組むべきこと】 【自然環境保全のために取り組むべきこと】



【住民の行動として重要なこと】

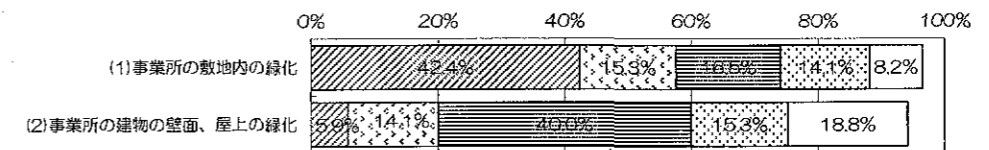


③環境に対する事業所の意識

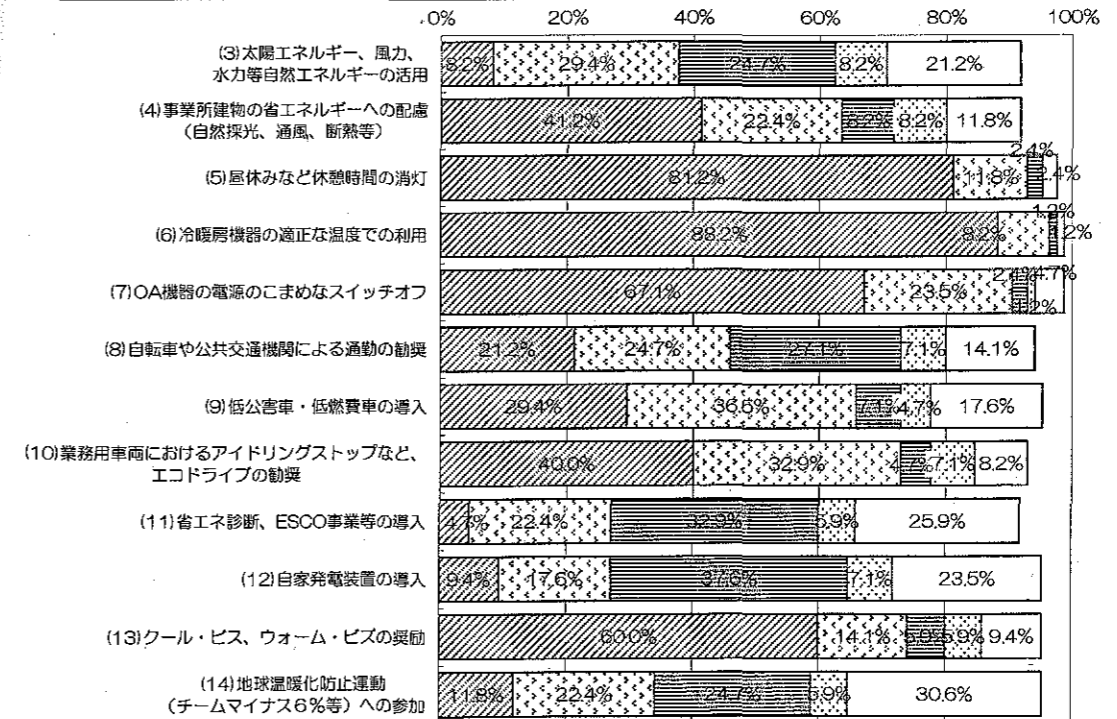
事業所での環境保全に関する取り組み状況

- 「すでに実施している」の割合をみると、「(25)カン・ビン等の分別収集・資源化」の92.9%や、「(24)紙(段ボールやOA用紙等)の分別収集・資源化」の89.4%、「(6)冷暖房機器の適正な温度での利用」の88.2%などについては、事業所の規模にかかわらず浸透している。
- 事業所の規模別で「すでに実施している」の割合をみると、「100人以上」の事業所とそれ以外の規模の事業所で実施している割合に差がみられる。差が大きい項目としては、「(9)低公害車・低燃費車の導入」の65.5ポイント差、「(1)事業所の敷地内の緑化」の65.3ポイント差、「(12)自家発電装置の導入」62.5ポイント差、「(21)詰め替え可能製品の利用助奨や、使い捨て製品の使用や購入の抑制」の52.8ポイント差、「(10)業務用車両におけるアイドリングストップなど、エコドライブの助奨」の50.0ポイント差、「(13)クール・ピス、ウォーム・ピスの奨励」の50.0ポイント差、「(14)地球温暖化防止運動(チームマイナス6%等)への参加」の50.0ポイント差などとなっている。

緑化に関する取り組み

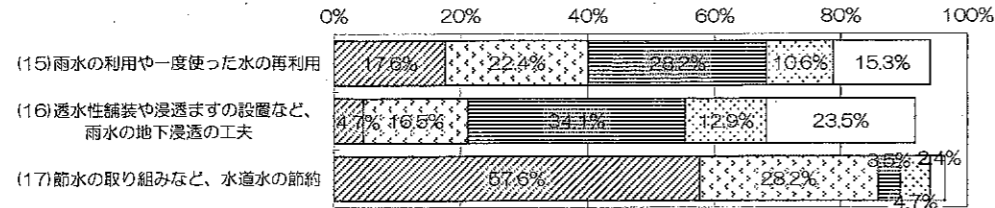


省エネルギー・新エネルギーに関する取り組み

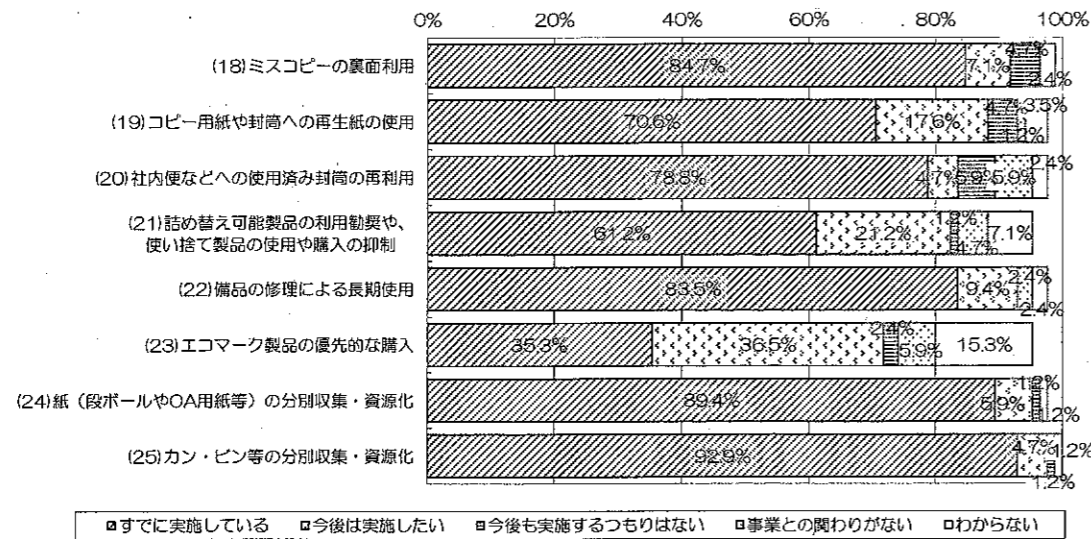


□すでに実施している □今後は実施したい □今後も実施するつもりはない □事業との関わりがない □わからない

水に関する取り組み

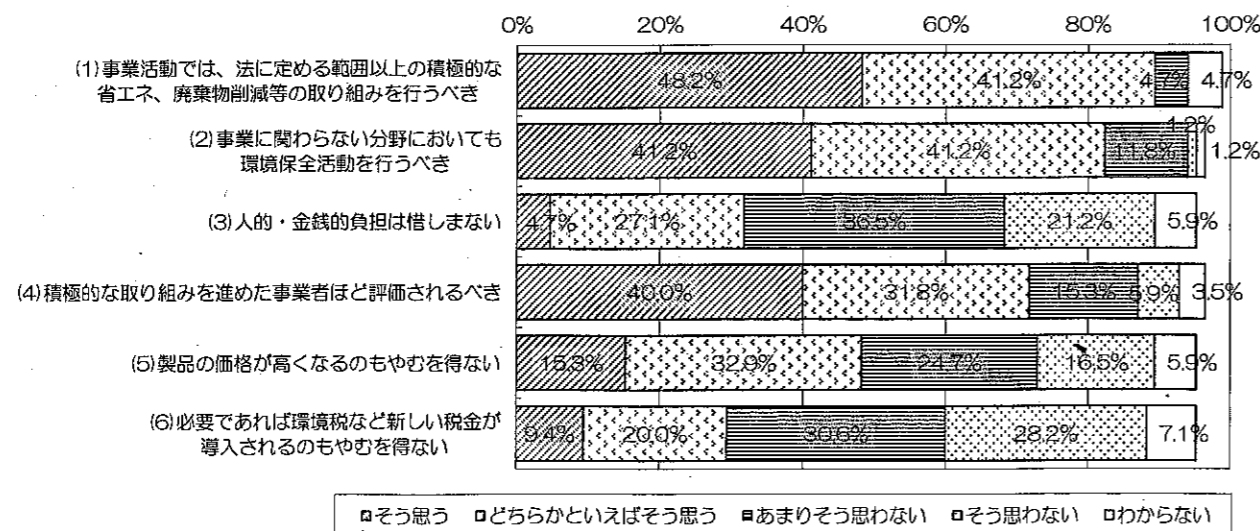


廃棄物・リサイクルに関する取り組み



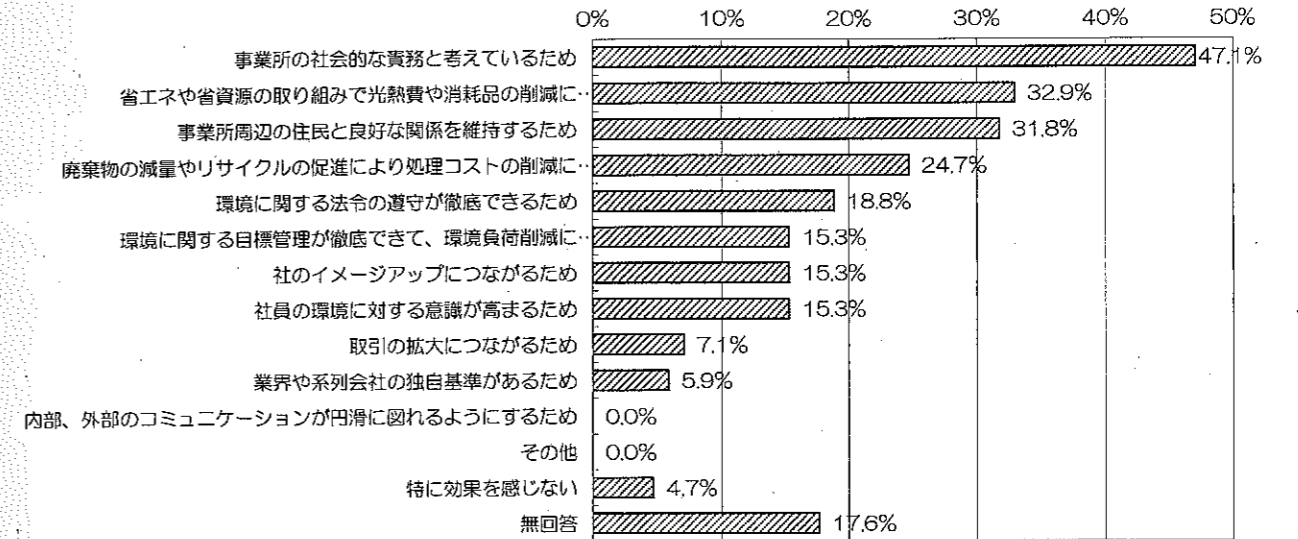
地球環境保全に対する事業所の考え方

- 「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『思う』割合でみると、「(1)事業活動では、法に定める範囲以上の積極的な省エネ、廃棄物削減等の取り組みを行うべき」は89.4%、「(2)事業に関わらない分野においても環境保全活動を行うべき」は82.4%と割合は高くなっている。
- 一方で、「(3)人的・金銭的負担は惜しまない」で『思う』とした割合は31.8%となっている。



環境マネジメントシステムや環境に関する社内制度に取り組む理由

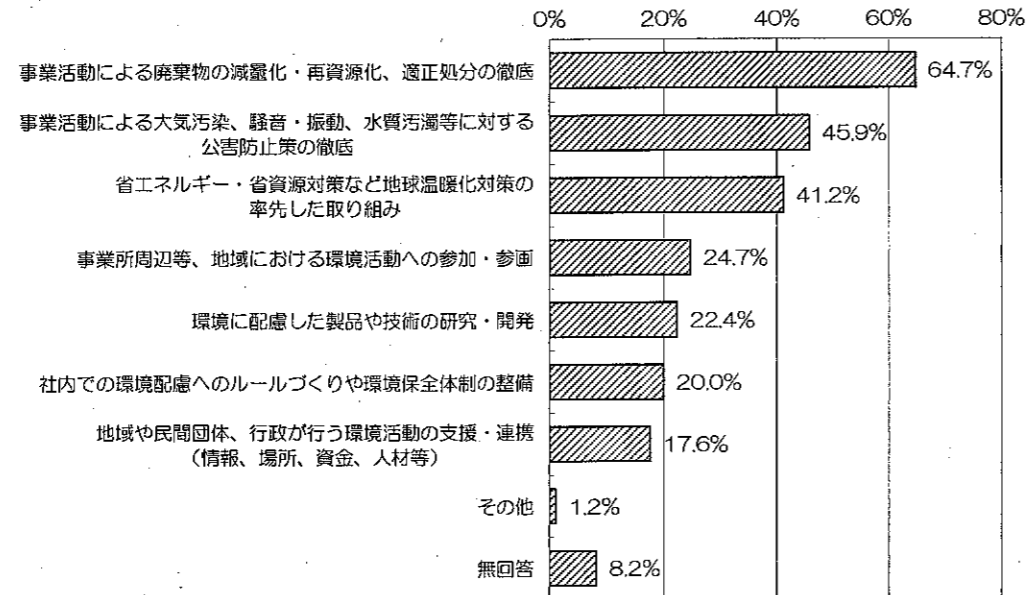
- 「事業所の社会的な責務と考えているため」が47.1%と最も割合が高く、次いで「省エネや省資源の取り組みで光熱費や消耗品の削減につながるため」の32.9%、「事業所周辺の住民と良好な関係を維持するため」の31.8%となっている。



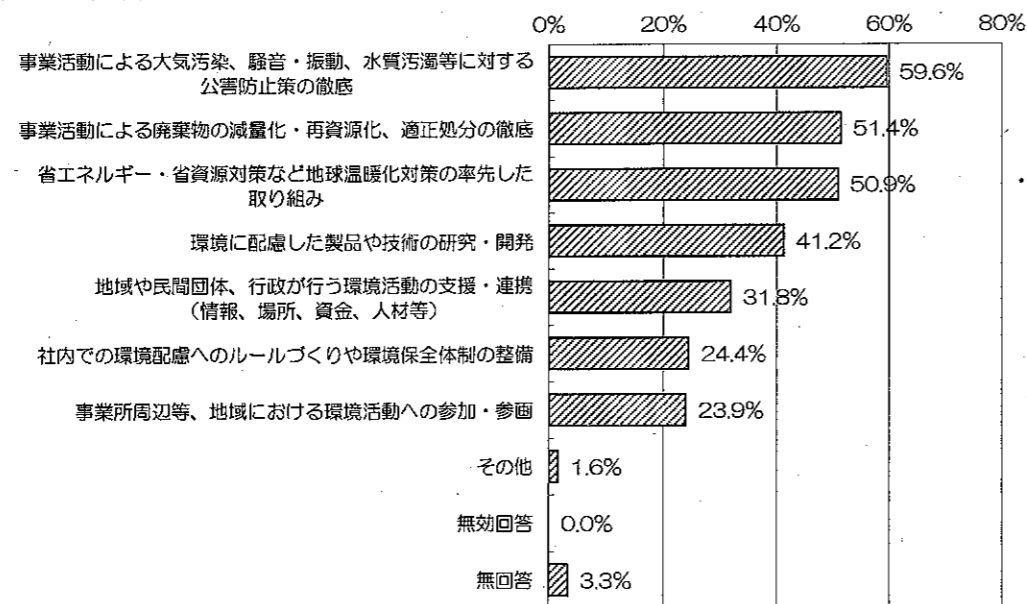
地域の事業所が取り組むべきこと

- 事業所が考える取り組むべきこととして、最も多かったのは「事業活動による廃棄物の原料化・再資源化、適正処分の徹底」であった。
- 住民が事業所に期待することとして、最も多かったのは「事業活動による大気汚染、騒音、振動、水質汚濁等に対する公害防止策の徹底」であった。

【事業所が考える取り組むべきこと】

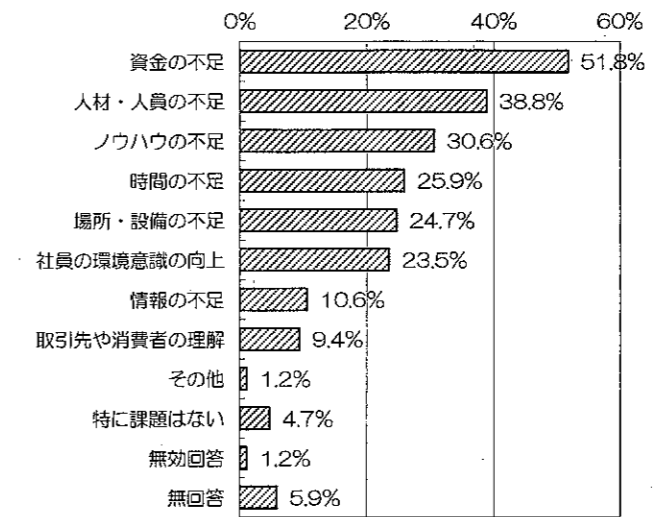


【住民が事業所に期待すること】 ※住民アンケート結果



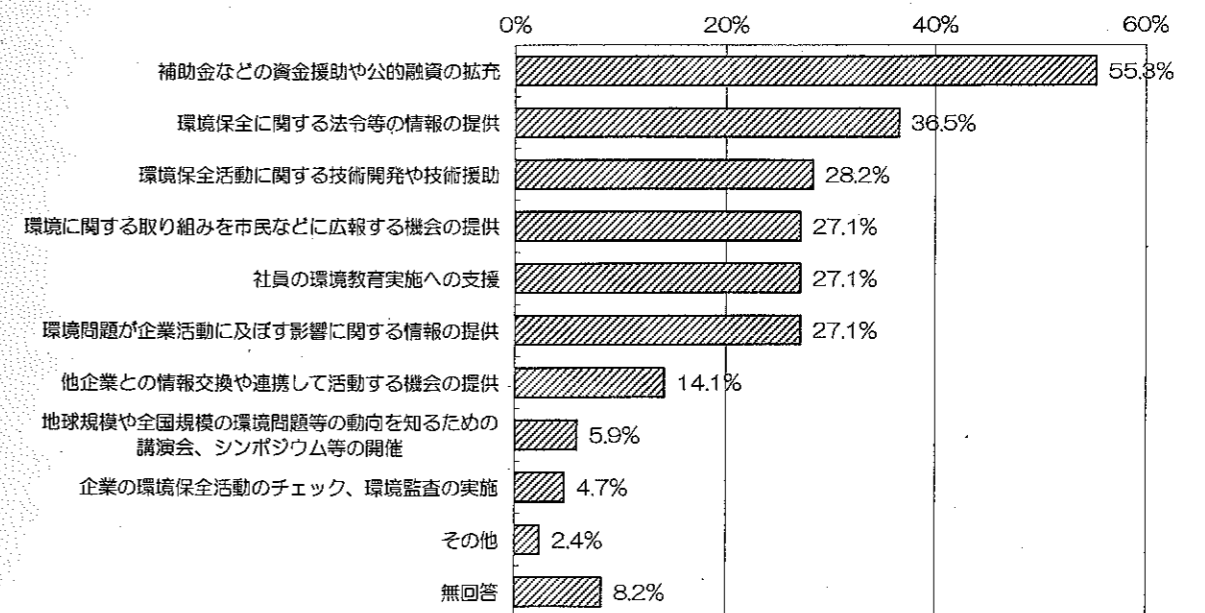
今後環境への取り組みを進めるにあたって課題となること

- 課題として挙げる割合が高いのは「資金の不足」の51.8%、「人材・人員の不足」の38.8%、「ノウハウの不足」の30.6%、「時間の不足」の25.9%などとなっている。
- 事業所の規模別で見ると、「30～99人」と「100人以上」の事業所は同様の傾向であり、全体に比べ「ノウハウの不足」が高く、また「社員の環境意識の向上」が課題と考えている。一方、「10～29人」の事業所では、「人材・人員の不足」が1番目にきており、また「場所・設備の不足」が多く挙げられている。



環境に関する活動を効果的、効率的に実施していくために必要な支援策

- 「補助金などの資金援助や公的融資の拡充」が55.3%と最も高く半数を超えている。次いで「環境保全に関する法令等の情報の提供」が36.5%、「環境保全活動に関する技術開発や技術援助」が28.2%となっている。



(5) 環境に関する取り組みの課題

環境に関する取り組みの課題を以下のように整理します。

循環型社会づくり

- 住民の環境意識の向上にともない、ごみの排出量は抑制傾向にあります。しかし、ごみの最終処分場は有限であり、希少金属をはじめとした天然資源の減少・枯渇も懸念されます。
- 東日本大震災以降の日本において、エネルギーの安定・継続した確保は最重要課題となっており、再生可能エネルギーの利用の促進や、ライフスタイル・ビジネススタイルを見直し、一層の省エネルギーを進めることが必要です。
- 廃棄物の発生抑制や適正処理、資源・エネルギーの循環利用が促進され、環境負荷を最小限に抑えることが必要です。

自然との共生

- 桑名・員弁地域は自然豊かな地域ですが、それでも、人の生活域の拡大等により生物の生息地の減少や分断なども招いています。
- 健全な自然が回復し、豊かな水と緑・多様な生物を身近に感じるために、地域における森林や田畑、河川、海浜などを、適正な環境へと保全・創出していくことが必要です。
- 豊かな自然を保全・創出していくためには、現在ある問題への認識が不可欠であり、そのためには、住民意識向上のための環境教育への取り組みが必要です。

安心・快適な地域づくり

- 現在、大気汚染や水質汚濁は全体的には改善傾向ですが、水質汚濁など環境目標値・環境基準を達成していないものもあります。また、土壌・地下水汚染や、微小粒子状物質（PM2.5）などの新しい課題にも対応していく必要があります。
- 住民の暮らしの環境リスクを最小限にとどめ、健康で安全・安心、かつ快適な生活環境の確保が必要です。

協働による環境づくり

- 住民の環境に対する意識は、近年さらに高まりをみせており、環境の大切さの理解も深まっていることがアンケート結果などからもうかがえます。しかし、環境保全の活動への住民の参加はあまり増えていないのが現状です。
- より良い環境づくりは、自治体だけの取り組みで実現するものではなく、また、住民の取り組みだけで実現するものでもありません。住民と自治体、事業者が協働し、また、桑名・員弁地域が全体で協働しながら取り組んでいくことが不可欠です。

3 桑名・員弁地域がめざす環境

(1) 桑名・員弁地域の環境がめざす姿

桑名・員弁地域では、「環境」については自治体の枠にとらわれない発想と行動が重要であることを早くから理解し、広域的なつながりのもと、さまざまな取り組みを進めてきました。

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の発生により、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらされましたが、このことは、地域の環境が古（いにしえ）から引き継がれてきたものであり、将来にわたってより良い環境を持続的に引き継ぎ、次の世代につないでいかなければいけないものであることを再確認する教訓ともなりました。

これからの時代においては、より良い環境をいかに守り、創っていくかが重要になり、そのためには、身近なところにおける環境についての一人ひとりの行動や意識の持ちようが、地球規模でのより良い環境につながることを意識していくことが大切となってきます。

このようなことから、桑名・員弁広域環境基本計画では、「地域におけるつながり」、「古（いにしえ）と現代、現代と次世代のつながり」、「身近なところから地球環境へのつながり」など『つながり』を大切にしたい環境づくりをめざしていくものであり、「桑名・員弁地域がめざす環境」として次のようなめざす姿を設定します。

桑名・員弁地域がめざす環境（案）

- 案① 自然を大切にし、環境への負荷の少ない持続的発展可能な桑員
- 案② 環境から紡ぎだされる、生き生きとした桑員地域での暮らし
- 案③ 地域のつながりで環境を守り、育てる 桑員
- 案④ みんなでつくり、次世代につなぐ、わたしたちのふるさと 桑員

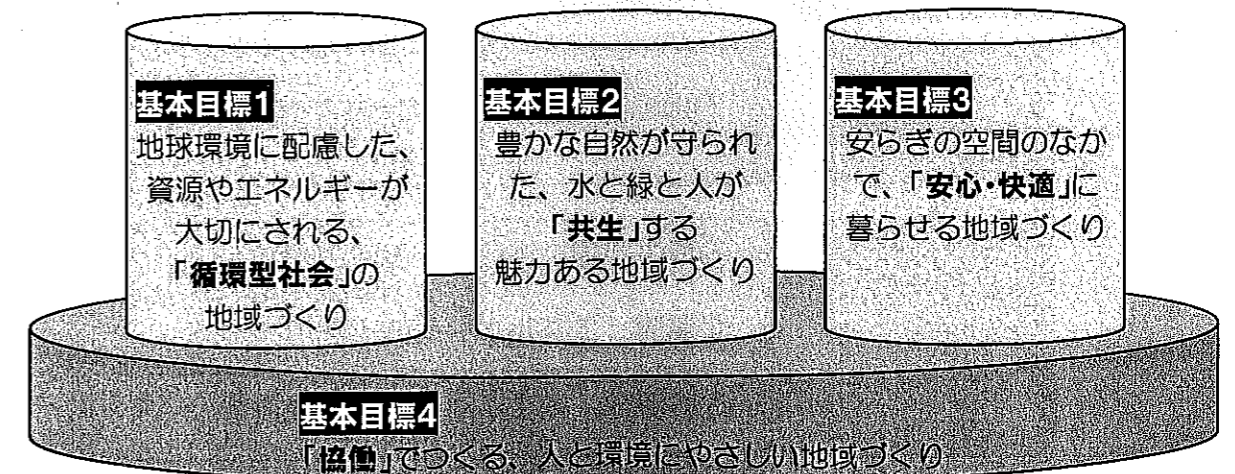
(2) 環境づくりの基本目標

「桑名・員弁地域がめざす環境」を実現していくため、環境に関する、「循環型社会」、「自然との共生」、「安心・快適」、「協働（取り組みの基盤）」の大きな視点ごとに、4つの「基本目標」を位置づけます。

環境づくりの基本目標

- 基本目標 1 地球環境に配慮した、資源やエネルギーが大切にされる、
循環型社会の地域づくり
- 基本目標 2 豊かな自然が守られた、水と緑と人が共生する
魅力ある地域づくり
- 基本目標 3 安らぎの空間のなかで、安心・快適に暮らせる地域づくり
- 基本目標 4 協働でつくる、人と環境にやさしい地域づくり

4つの基本目標の関係性のイメージ



(3) それぞれの基本目標の考え方

①地球環境に配慮した、資源やエネルギーが大切にされる、循環型社会の地域づくり

取り組みの考え方

地球温暖化をはじめ、人類の生存基盤に関わる地球規模の環境問題を解決するため、日常生活や事業活動のあり方を見直し、住民、事業者、自治体の各主体の参加と連携のもと、一体となった地球温暖化防止対策の取り組みを進め、地域での行動の一步が地球環境問題につながっていく、地球にやさしい循環型社会のまちをめざします。



限りある資源やエネルギーの有効利用を図り、省資源・省エネルギーを促進するとともに、環境への負荷の少ない再生可能エネルギーの導入を積極的に推進していきます。

また、リサイクル技術や市場の体制などを把握しながら、廃棄物の発生抑制、再使用、再利用等、有効かつ適正な処理の徹底を図ります。

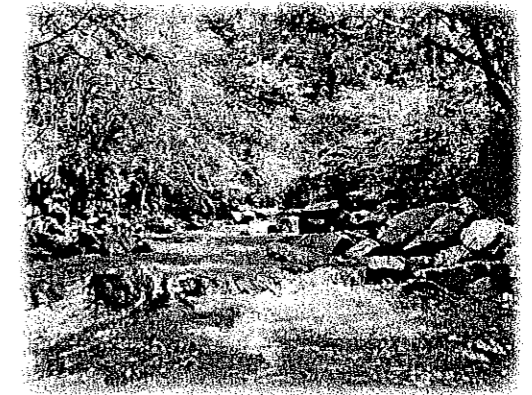
取り組みの項目

1-(1) 計画的な推進体制の確立	①地球温暖化防止推進計画の策定
1-(2) 資源・エネルギーの有効利用	①再生可能エネルギー導入の推進 ②資源、エネルギーの循環利用の推進 ③省資源、省エネルギー対策の推進
1-(3) 3Rの推進	①廃棄物の発生抑制 ②廃棄物の再使用・再生利用の推進 ③廃棄物の適正処理 ④推進基盤の整備

②豊かな自然が守られた、水と緑と人が共生する魅力ある地域づくり

取り組みの考え方

地域の自然環境を形づくる森林や農地、河川、海浜などが有する、災害の防止や水資源のかん養、多様な生物の生息地、良好な景観の形成などの公益的機能を持続的に発揮していくための環境づくりを推進するなど、まちの発展との調和を図りながら、自然と人が共生するまちの実現をめざします。



また、工場や事業所、自動車からの排出ガスによる大気汚染や、工場・生活雑排水による河川や海浜、地下水の水質汚濁等について、関係法令に基づく規制や指導の強化、事業者の自主的な取り組みなどにより、良好な大気、水、土壌の確保、維持に努めていきます。

下水道整備および合併処理浄化槽の整備促進による生活排水対策、自然生態系に配慮した河川・海浜整備等を推進し、自然環境の保全を図るとともに、自然とのふれあいを進めます。

取り組みの項目

2-(1) 自然環境の保全	①生物多様性の確保 ②公害等への対応 ③生活排水対策の推進 ④自然とのふれあいの増進
2-(2) 公益的機能の保全	①森林の公益的機能の保全 ②農地の公益的機能の保全

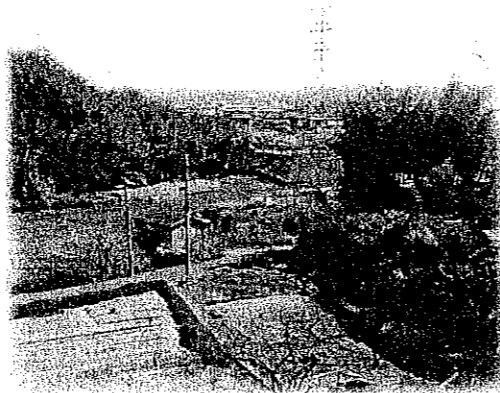
③安らぎの空間のなかで、安心・快適に暮らせる地域づくり

取り組みの考え方

まちなかにおける緑の確保などの、地域在来種によるまちの緑化を推進するとともに、里地里山の保全と活用を図り、自然生態系に配慮した都市環境づくりに努めていきます。

水資源については、水源の保全を図り、水需要に応じた適正な水資源の確保に努めていきます。

住民の快適な生活につながる騒音、振動、悪臭などについて、関係法令に基づく規制や指導の強化、事業者の自主的な取組等により、生活環境の維持・向上に努めていきます。



取り組みの項目

3-(1) 生活環境の保全	①まちの美化
	②住環境の向上
	③水資源の確保

3-(2) 都市環境の保全	①景観に配慮したまちづくり
	②公園、緑地の充実
	③バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

④協働でつくる、人と環境にやさしい地域づくり

取り組みの考え方

一人ひとりの環境に対する関心や理解を深め、環境を大切にする意識を持った地域づくりをめざし、あらゆる機会や場面を捉えた環境教育・環境学習を推進していきます。

さらに、住民、事業者、環境活動団体等が行う具体的な環境保全活動の促進を図り、積極的な支援を行うとともに、各主体の連携をつなげていくことで、環境づくりの輪を地域全体に広げていきます。

また、桑名・員弁地域の環境に関する情報の発信・提供を積極的に進めるとともに、桑名・員弁地域に訪れた人、桑名・員弁地域に関わりを持ってくれた人たちと、住民、事業者、自治体がいっしょになって、桑名・員弁地域の環境づくりに取り組んでいく、ひとの絆づくりに努めていきます。



取り組みの項目

4-(1) 環境教育・ 環境学習の強化	①環境情報の整備
	②学習機会の充実

4-(2) 環境保全活動の 推進	①住民の活動推進
	②事業者、団体等の活動推進
	③住民、事業者、行政の連携の推進